

◎議 事 日 程（第2号）

平成30年12月4日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
18番	河 合 克 平 君		

◎欠 席 議 員（1名）

17番 真 野 和 久 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産業建設部長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	奥 田 哲 弘 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

17番・真野議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の10番・島田浩議員の質問を許します。

島田浩議員。

○10番（島田 浩君）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、大項目1点目、旅券発給事務について、2点目、市内中小企業の現状と課題対策は、3点目、自主防災連合組織への移行について、大きくこの3点から質問させていただきます。

まず初めに、大項目1点目、旅券発給事務についてでございますが、現在、旅券発給、いわゆるパスポートの申請や交付が、現在は愛知県海部県民センター内にある海部旅券コーナー、または名古屋市名駅にありますJRセントラルタワーズ15階にある愛知県旅券センターで行われておりますが、来年の4月からこの愛西市役所で行われるということで、本議会に主要な経費が補正予算として提案されております。

有効期限が5年、10年とあるパスポートの申請とのことで、頻繁に利用することはないとはいえ、近くにある市役所で申請や交付が行われるというのは、大変便利になるのではないかと思います。

初めにお聞きしますことは、来年4月からは市役所で申請から交付までできるということでございますが、愛西市でパスポートの発給事務をすることになった経緯、そして、当市役所のどこで発給事務が行われるか、お伺いをいたします。

次に、大項目2点目、中小企業の現状と課題・対策はから質問させていただきます。

愛西市といたしましても、企業誘致など積極的に企業を呼び込み、税収の安定、雇用の創出等につながる準備をつなげる準備をされてみえることは十分承知しております。しかし、既存の市内にある多くの中小企業、小売店もそうでございますが、これからも長く事業を継続して

いただくための工夫を中小企業さんだけでなく、自治体もあらゆる方面から協力して、地域の総力を挙げて地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことで地方からのGDPを押し上げるものだと思います。

8月の新聞の記事として出ておりましたが、業績が良好でも会社を畳むケースが多く、2025年までに中小企業の現役社長の6割超えがリタイア適齢期の70歳を迎えるというものでありました。経営を次世代に引き継ぐ事業継承への支援が急務となっています。記事には、中部9県で2万4,000社の中小企業が休廃業され、その数は倒産の3倍以上の規模になると書いてありました。このような黒字の企業が廃業するという事は非常に残念なことであり、もったいない気がしてならないわけでございます。

そこで、お伺いいたします。

現在、市内の中小企業の数、過去5年から現在までに休廃業された企業の数、また業種で多いのは何か、お伺いをいたします。また、それとは逆に、市内、元気のいいというか軌道に乗っている企業さんの業種なんかがわかれば、教えていただきたいと思っております。

最後に、大項目3点目、自主防災連合組織への移行についてから質問させていただきます。

ほとんどの自治体が自主防災組織を立ち上げて行っていると思っておりますが、地域住民の協力、連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成する組織であることは多くの方に御承知いただいていると思っております。災害でない平常時の取り組みとしては、地域の安全点検、避難路・避難場所の確認・点検、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災機材の整備点検、自分で避難や移動が困難な方などの確認、また防災訓練、そして防災計画に従ったまちづくりなどを行っていただいていると思っておりますが、一たび災害が起こったときには、災害による被害を最小限に食い止める活動や町の普及、復興に向けたさまざまな取り組みを行っていただくわけでございます。

阪神・淡路大震災では、建物が倒壊などにより大変多くの方が生き埋めになりました。神戸市では、約85%の方が家族や近隣の住民の方に救出されています。このことから、大規模地震など発生直後には、行政による活動よりも地域の連携による共助の活動が必要だということがわかります。

そこで、お尋ねします。

ここで数年続けてこられた自主防災会に、今年度からは小学校区、またはコミュニティ単位での連合会を推奨してきているようでございますが、そのように自主防災連合組織へ移行していくための経緯をお聞かせください。また、市内、現在ある単独自主防災会の数、そして連合としてどの程度の規模にまとめるのか、また現在までの進捗状況をお聞かせください。

どうぞ、それぞれ御答弁をよろしくお願いたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、1点目の旅券発給事務について御答弁をいたします。

平成31年3月末をもって、海部旅券コーナーが廃止をされます。愛西市では、市民の利便性向上のため、県の旅券コーナーの廃止に伴い権限移譲を受け、4月1日から市民課においてパ

スポーツの発給業務を行うものでございます。以上です。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

私のほうからは、市内の中小企業の現状と対策についてお答えをさせていただきます。

市内の中小企業数につきましては、商工会概要によりますと、平成29年度版により2,007事業者となっております。商工会員数につきましては、1,205会員でございます。

また、過去の5年間の休廃業件数でございますけれども、25年度につきましては40件、26年度につきましては37件、27年度につきましては35件、28年度につきましては47件、29年度には50件となっております。そして、高齢のためや経営不振なものが主な理由となっております。廃業が多い業種としましては、飲食業、コンビニエンスストア、織物業となっております。

また、現在、市では中小企業者が抱えている人手不足や後継者不足などの課題解決に向けて、生産性向上のための新たな設備投資を後押しするため、導入促進基本計画を策定しております。この計画に基づき、特に製造業の方々が先端設備の導入計画を申請しておりますので、御質問の元気な中小企業の業種と感じております。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

それでは、3点目の自主防災会の連合会について御答弁をいたします。

まず経緯でございますが、東日本大震災などの災害を教訓に、自主防災会などが小学校区、あるいは地域のコミュニティ単位で避難所の運営をすることが適切と言われており、小学校区やコミュニティ単位での自主防災会の横の連携を強化するため、連合組織としての訓練を推進することとなりました。

なお、現在、単独の自主防災会の数は179であります。

次に、自主防災連合会としての規模でございますが、小学校区またはコミュニティ単位としており、市内では13団体、内訳として佐屋地区4、立田地区2、八開地区2、佐織地区5を想定しております。今年度、連合として訓練を実施済み、または予定しているところとしましては、市江小学校区、立田北部小学校区、立田南部小学校区、永和小学校区、町方コミュニティの5団体でございます。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず初めに、旅券発給事務についてから再質問させていただきます。

今後、市役所でパスポートの発給がされるということは、先ほど申し上げたとおり、非常に便利になることは間違いございません。それ以外に市民の皆様にとってどのような利点があるとお考えですか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

パスポートの申請及び受け取りにおきまして、身近な窓口で手続きができることことでございます。なお、パスポート受け取り時には、手数料として収入印紙・愛知県収入証紙が必要ですが、市民課窓口で購入していただけるように準備を進めているところであります。以上です。

○10番（島田 浩君）

ありがとうございます。

パスポートのワンストップサービスとでも申しましょうか、非常に期待の持てるところだなあと、そのように思います。

現在、発給事務を行っている海部旅券コーナーは廃止となるということは伺ったわけですが、その他の旅券コーナーや愛知県の旅券センターは、今後どうなるのでしょうか。また、愛西市以外の自治体も同じように、来年の4月からこの旅券発給事務のほうを行うのか、お伺いします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

海部旅券コーナー及び一宮市にございます尾張旅券コーナーは、平成31年3月末をもって廃止をされます。愛知県は権限移譲の推進状況を踏まえながら、県旅券コーナーを順次廃止していき、愛知県旅券センター、これは名古屋市、豊橋市にございます。そちらのほうへ集約していくことを検討されています。

なお、海部地域において平成31年4月から旅券発給事務を行う市町村は、愛西市、津島市の2市であります。あま市、弥富市などの5市町村の住民の方々は愛知県旅券センターで手続きをしていただくこととなります。以上です。

○10番（島田 浩君）

はい、わかりました。

海部地域におきましては、あま市さんとか弥富市さん、蟹江町さん、大治町、飛島村さんなどは名駅にある愛知県旅券センターまで行かないと、申請・交付ができないというわけですね。愛西市民にとりましては、それは非常にありがたいことかなあとと思います。早々の決断に感謝をいたしたいと思います。

ところで、今までどおりパスポートの申請から交付されるまでの期間、また手数料等に大きな変更がございませぬか、お尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

申請から交付されるまでの期間や手数料等に大きな変更はございません。手数料は同額で、交付の期間につきましては、従前の海部旅券コーナーと同様、申請から8日目以降ということでございます。以上です。

○10番（島田 浩君）

次に、現在の申請状況についてお伺いいたしますが、愛西市在住の方でパスポートを申請された方は、過去3年間で平均何人ほどお見えになったか。また、現在は海部旅券コーナーと愛知県旅券センターの両方で手続きができるわけですが、申請者の内訳として、昨年度、市全体の申請者に占める海部旅券コーナーの利用者など、愛知県旅券センターの利用者の割合というのを教えてください。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

愛西市民の申請件数でございますが、平成27年度1,589件、平成28年度1,907件、平成29年度

1,784件ありました。また、平成29年度の申請の内訳としましては、海部旅券コーナーで1,435件、愛知県旅券センターで332件でありましたので、海部旅券コーナーでの申請割合は80.4%となり、身近な窓口で申請される方が多い結果となっています。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

ありがとうございます。

パスポートの申請をされる方の中には、平日に市役所に来られる方もお見えになれば、仕事の関係で市役所に来られない方もお見えになると思います。今、御答弁いただいたとおり、約2割の方は、お仕事の関係でしょうか、名古屋市にある愛知県旅券センターで申請がされているようでございます。

先ほど、来年3月で海部旅券コーナーは廃止されるとの答弁がございましたが、来年4月以降、平日に市役所に来ることのできない方、勤め先などの関係で名古屋駅にある愛知県旅券センターにしか行けない方についても愛西市役所でしか申請できないのか、お伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

権限移譲後も、申請につきましては一定の条件のもと、引き続き愛知県旅券センターで行うこともできます。県旅券センターで申請を受理するものとしたしましては、1点目、日曜日に旅券の交付を希望する場合。2点目、市の交付日より早い6日目、7日目に交付を希望する場合。3点目、市外へ通勤・通学しており、市の窓口での旅券の交付が受けられないと認められる場合。4点目、権限移譲された事実を知らずに県の窓口申請に訪れた場合など、やむを得ない理由があると認められる場合がございます。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

わかりました。ありがとうございます。

最後に、今現在、多くの市民たちがパスポートの発給事務については海部県民センター内にあります海部旅券コーナーや名古屋市名駅にありますJRセントラルタワーズにある愛知県旅券センターと思っているのではないかなあとと思います。来年4月からの市役所の実施に向けて、今後どのような、市民の皆さんに周知を行う予定を考えておみえになるか、お聞かせください。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

今後、ホームページへの掲載や広報紙等で広く周知をしていきたいと考えております。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

はい、わかりました。ありがとうございます。

私たちはパスポートを手にするためには、申請書の記入、必要書類をそろえ手続をするために、まず申請の窓口を訪れるほかに、パスポートの交付の際に本人確認のため、申請者自身が1階窓口に行かなければならないため、結構大変なことだと思うわけでございます。しかし、来年度からは市役所において申請や交付ができるとなれば、市役所の中で戸籍や証紙などの必要な書類の多くを一度にそろえることができ、市民の皆様にとっては非常に便利になるのではないかなあと、そのように思います。

一方で、市役所の職員の皆様にとりましては、従来の事務から、さらに新たな事務がふえることで、業務も大変になるかと思いますが、市民サービスのさらなる向上のために御尽力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

先ほどお伺いしたように、休廃業された企業さん、市内でも多いのに驚いております。この5年間、少しずつ休廃業の数がふえていっているのも、その現状が明らかになっていると思います。冒頭にも述べさせていただきましたように、現役社長の高齢化、後継者不足、こういったものが起因として問題化していると考えます。

多くの製造者の方々が設備投資のために、導入促進基本計画の申請をしているとのことですが、この導入促進基本計画とはどのような内容の事業なのか、お伺いをさせていただきます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

中小企業者等が抱えている人手不足や後継者不足などの課題の解決に向けて、中小企業者の生産性の向上のための新たな設備投資を後押しすべく、市では生産性向上特別措置法の規定に基づく導入促進基本計画を策定しております。

中小企業者には、市の計画に沿った先端設備等導入計画を申請していただき、認定された場合はさまざまな支援を受けることができることになっております。市の計画に沿った先端設備導入計画の認定を受けた中小企業者は、計画に沿って新規取得した設備の固定資産税が3年間ゼロとなる税制支援や、ものづくり補助金等一部補助金の優先採択や補助率が引き上げ、信用保証協会からの資金繰り支援などの支援措置を受けられる場合がございます。以上でございます。

#### ○10番（島田 浩君）

ありがとうございます。

その支援を受けるに当たり、申請をし認定されなければならないわけですが、通告に出しておりませんので今ここでお答えいただかなくても結構でございますけれども、認定に対して何か条件があると思いますが、その件に関しましては、また後日でもお知らせいただければと思います。

経営を次世代に引き継ぐ事業継承ができないことというのは、私ども身近なところでも多く見かけますし、深刻な問題であろうと思うわけでございます。今、紹介していただいた導入促進基本計画の事業継承への支援策に当てはまると思いますが、その他で行っている支援策、また今後検討していくことなどあれば、お聞きいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

事業継承への支援策につきましては、商工会において会員へあいち産業振興機構のあいち事業継承ネットワークなどの支援について案内を行っておるところでございます。また、市内でも商工会のマッチング支援により、市内の同業者に引き継いだケースがございます。以上でございます。

○10番（島田 浩君）

ありがとうございます。

本来進めている企業誘致で、企業さんを迎え入れたといたしましても、本当に現在市内に存続する中小企業さんの休廃業がこのまま進んだとすれば、それでチャラだと言わざるを得ないなあという感じがするわけでございます。自治体といたしましても、いろいろな策を提案していただく思います。

ことしの夏に、我々会派の議員全員で東京へ出向いたときに、総務省の役人さんとお会いし、お話を聞く機会をいただきまして、そのときに地方創生のための一環で地域経済好循環推進プロジェクトから数点の事業を紹介いただきました。その中でも、これを利用せねばと私が思った、このローカル10000プロジェクトについて、少し概要を説明させていただきたいと思いません。

総務省の地域経済好循環推進プロジェクトの一環として行われているもので、その中の地方経済循環創造事業交付金の肩書として、ローカル10000プロジェクトが行われております。これは、民間の企業へ直接入る交付金でありまして、自治体から交付金を出していただく。その自治体に対して国が補助をするものでございます。

じゃあ、企業のどういったものに対して補助が出るかといいますと、地域のためにどのようにそれが貢献するのかというところが求められているようでございます。大きく分けて3つ要件がございまして、まず1つ目は、モニターの上にご書いてございますけれども、支援対策、民間事業者等の初期投資費用と書いてありますけれども、1つ目の地域資源を生かした持続可能な事業ということでございます。

地域資源、いろいろございます。地域の農産物であったり、特産物であったり、愛西市にはありませんけれども海産物であったりと、いろいろな地域資源を生かした企業の事業、こういった初期投資について補助ができるというものでございます。

やはり、いろいろな製品を生産していく上での原材料を域外から仕入れますと、その分、利益が域外に行ってしまうけれども、地域資源を使っているとすれば、域内で地域経済が循環するというのがポイントでございます。

2つ目に、地域金融機関の融資等がセットであること。ピンクのところは公費による交付金でございますけれども、右のブルー、ちょっと薄いですけどブルーのところの地域金融機関による融資等があります。地域の金融機関から借りれば、農協でもいいんですけど、その地域で循環するので、こういった取り組みが地域力を高めていく上で重要でないかということで、地域金融機関による融資セットが事業に対しての補助をするというものでございます。

下の丸4つございまして、上から2つ目でございますが、公費支援額は上限2,500万円となっております。これと同額以上の地域金融機関融資がなければなりません。ちなみに、公費支援額2,500万円とありますが、融資額が公費による交付額の2倍以上の場合は4,000万円まで交付されるとのお話でございました。倍以上の融資ということで、8,000万円と交付額の4,000万円とで1億2,000万円ぐらいの事業もオーケーということでございます。



また3つ目のポイントは、高い新規性、モデル事業があるということになっております。隣の企業さんが既に行っているような事業ではなく、何か新しいことに取り組むんですよというように条件に含まれるようでございます。

これまでの交付決定数は、平成29年度末現在で357事業、初期投資額で287億円となっております。ちょっと見づらくて申しわけございませんが、都道府県別の今の357事業の交付決定事業数でございますが、左下の23番目が愛知県なんですけど、ちょっと見づらいですね。でございますが、愛知県は岡崎市、美浜町、大治町、西尾市の4市町と他の自治体さんと比べるとまだ利用が少ないと思うわけでございます。

一方、右上ですが、28番目の兵庫県さんを見ていただきますと、非常に決定数が多いのがわかります。豊岡市さんが15事業、養父市さんが8事業と、特定の市町村が何回も何回も使っていらっしゃるということでございます。

愛西市も地域資源、主に農産物になろうかと思えますけれども、このようなものを利用して地域経済の好循環を推進していただきたいと思うわけでございます。この地域経済好循環推進プロジェクト、ローカル10000プロジェクトについて、企業からの問い合わせ等はございませんでしたでしょうか。また、こういったプロジェクトを行っているという周知というのは、今までにされたのか、お伺いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

ローカル10000プロジェクトについてでございますが、今までに問い合わせや相談等はありません。今後、周知が必要なものにつきましては周知を図り、相談があれば積極的な活用をしていきたいと考えております。

#### ○10番（島田 浩君）

ありがとうございました。

せっかく国が準備してくれておるプロジェクトでございますので、地域性の違いというものはあるかもしれませんが、活用できるものは活用していただきたいなあと、そのように思うわけでございます。

どちらかといいますと、このローカル10000プロジェクトでございますが、企業を誘致していくというよりも、その地場にいらっしゃる企業さんを応援していく、その企業さんにできるだけ地場から逃げていかないようにといいますか、より新しい事業を興していくというようなことをチャレンジしていく企業さんに対しての大きな支援策になるんじゃないかなあと、そのように思うわけでございます。

それでは、最後の項目、自主防災連合組織への移行についてより再質問でございますが、ずばり、連合組織で行うことによって、こういったメリットがあるよというようなことお伺いしたいと思います。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

最大のメリットといたしましては、災害が起きて避難所の運営をする際に、横のつながりや顔が見える関係づくりを連合会の訓練などを通してつくることができるということでござい

す。

また、各自主防災会が単独で補助金を受けるよりも、連合で補助金を受けるほうが多く受けることができます。補助対象事業メニューにおきましても、防災用備品の購入や、防災用備品の修繕のほか備蓄食糧も購入でき、さらに訓練に係る消耗品も購入できることとしております。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

ありがとうございます。

確かに横とのつながりが訓練等を通じて広げることで、災害時に多いに役立つものじゃないかなあとと思います。また、補助金も多く受け取ることができてありがたいことではございますが、補助対象メニューで、防災用備品の購入や修繕、備蓄食糧などの選択が、これは対象なのか対象でないのかなど、まだ始まったばかりでわからないことも多くあるとお聞きいたしておりますので、問い合わせがありましたら対応していただきたいと思います。

今年度から連合化を推奨していただきまして、昨年度との補助金の大きな変更点、これを御報告いただきたいと思います。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

補助金の大きな変更点でございますが、防災訓練に参加した1世帯当たり300円の訓練補助金がなくなったこと、小学校区や地域コミュニティ単位の自主防災連合会で補助金を受けられるようになったことでございます。また、防止用備品の補助金の上限が1世帯当たり300円に5万円を加えた金額から、構成世帯数に応じた金額に変更をいたしました。

補助対象事業メニューとして、防災用備品の購入しかできなかったものが、防災用備品の修繕も行えるようになり、自主防災連合会の場合は、さらに備蓄食糧と訓練に係る消耗品を購入できるようになりました。

参考までに、単独の場合でございます。100世帯未満が3万円、200世帯未満5万円、200世帯以上7万円。連合の場合でございますが、1,000世帯未満50万円、1,500世帯未満70万円、2,500世帯未満100万円、2,500世帯以上でございます、150万円でございます。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

どうもありがとうございます。

最後にお伺いいたしますが、今年度の補助金の変更により、防災訓練等、市民参加の状況はどうだったか、お伺いをしたいと思います。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

今年度11月末時点でございますが、単独で訓練を実施した自主防災会は110の自主防災会で、連合会で訓練を実施している自主防災会を合わせますと、138の自主防災会であります。昨年度の11月末時点は129の自主防災会が訓練をしており、昨年度より訓練をしている自主防災会は増加をしております。

参考までに、自主防災会単体で訓練を実施している地区別の数を申し上げますと、佐屋地区51、立田地区11、八開地区8、佐織地区40でございます。また、自主防災会単体では訓練を実

施していないが、連合に所属した訓練を実施した地区の数は、佐屋地区9、立田地区19でありました。以上です。

**○10番（島田 浩君）**

ありがとうございました。

防災の基本は、自分の身の安全は自分で守るということであります。自分、地域、行政が役割を分担し、それぞれが助け合いながら防災対策を進めていくことが大切でございます。災害当初においては、地域の命や財産を守れるのは、そこに住む地域の人たちです。共助の役割を十分担えるよう、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域の人たちと防災活動に取り組んでいただきたく思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（鷺野聡明君）**

10番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時50分といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の8番・近藤武議員の質問を許します。

近藤武議員。

**○8番（近藤 武君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、今回は日常生活にかかわることについて、大きく2つの質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目の1つ目として、消費税率の引き上げに伴う愛西市の行政サービスへの影響について、2つ目として、市内のごみ処理についてを順次質問させていただきます。

さて、10月15日の臨時閣議において、安倍総理大臣から来年10月1日に法律で定められたとおり、消費税率を現行の8%から10%へ引き上げる旨の発言がありました。我が国自体の財政の健全化を進めるための財源確保として、また、急速に進む少子・高齢化への対応としての全世代型の社会保障制度への転換のために財源を充てていくとした中で、消費税率の引き上げに伴う景気の低迷への対策、弱者対策など、現在、国において議論がされていることは皆様も御承知のことと思っております。

そこで、来年10月からの消費税率の引き上げは、市が実施している事業にも当然に影響があるのではないかと思います。消費税率の引き上げにより、今後の市の事業における影響、経費負担が増加するところなど、どのようなものがあるのか、まずはお伺ひいたします。

次に、大項目の2つ目、市内のごみ処理について質問をさせていただきます。

ことしの夏は一つの災害だといわれるほどの異常気象で、世界的な地球温暖化を実感してしまうほどの夏でした。また、地球の環境問題として新たな用語と申しますか、マイクロプラス

チックという言葉が大きく取りだたされました。このマイクロプラスチックとは、環境中に存在する微小なプラスチック粒子であり、海洋環境において極めて大きな問題になっております。

このマイクロプラスチックは、発生源として大きくは3つあり、1つ目として、工業用研磨剤や製品を生産するための前段階の原料として間接的に使用するために生産されるもの。2つ目として、特に海洋ごみなどの大きなプラスチック材料が壊れて、だんだんと細かい断片になる結果、環境中に形成されたもの。3つ目として、家庭での衣類の洗濯による布から合成繊維の脱落したものがあります。

このマイクロプラスチックは、海洋環境中に存在することが確認され、海洋生物による接種が実証されております。また、マイクロプラスチックがもとで生態系の異常や人体への影響も懸念されております。新聞やニュースで、ある有名コーヒー店がプラスチックストローの提供をやめたりしたことは記憶に新しいことと思います。

日常生活において、ごみは必ず出てしまいますが、適切に処理をしていかないと、人体や環境に多大な被害を与える可能性があります。一般家庭から出るごみは一般廃棄物、工場などから出る指定された種類のごみは産業廃棄物と分類され、ある統計によると、人が1人毎日捨てるごみの量は1キロ前後と言われ、このことを意識していないと年々ふえてしまう傾向にあるとも言われております。

ごみの量がふえ続けてしまう理由としては、物が豊かになったため、頻繁に買い替えることが多くなったこと、使い捨てできる製品の販売、過剰なまでの包装などがあります。また、日本は豊食になり、食べ残しの量も以前と比べてふえてきております。ごみの全体の量は増加傾向にあるのに比べて、ごみを捨てる場所は不足傾向にあるとも言われております。

そこで質問させていただきますが、合併前から現在に至るまでのごみ全体の状況ですね。出し方で変更した点があるのか、排出量の増減、ごみの処理経費の推移など、どのようになっているか、お尋ねいたします。

それぞれの答弁をいただいた後、再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、消費税率の引き上げに伴います市の行政サービスへの影響につきまして御答弁をさせていただきます。

人件費を初め賃金、負担金、公債費や軽減税率対象品目を除きました支出全般にわたりました、消費税の税率改定に伴う影響が及ぶこととなります。このため、影響の大小はございますけれども、ランニングコストが発生する事業の大半に影響が生じることと考えております。

したがって、例えば市が管理いたします施設などにおきましても影響が生じてまいると考えております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

私からは2点目のごみ処理について御答弁をさせていただきます。

ごみの出し方で変更をした点についてでございますが、可燃ごみ週2回、プラごみ週1回の

ごみステーションによる収集は合併時と変更はありません。粗大ごみと不燃ごみにつきましては、収集回数の多かった佐屋地区の月2回に合わせ、他の3地区もふやしています。

現在では、資源ごみの収集及び小型廃家電の拠点回収に重点を置き、ごみの減量と分別リサイクルの推進に取り組んでいます。

次に、ごみの排出量の増減についてであります。可燃ごみは平成24年度にかけて増加をしていましたが、現在は減少傾向にあります。プラごみは年々増加し、不燃ごみと粗大ごみにつきましては大幅に減少をしています。

また、ごみの処理経費は、ごみ収集委託料が、人件費、燃料費及び車両経費の変動に伴い、徐々に増加をしています。以上です。

#### ○8番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

市の影響の中で、市が管理する施設についても当然に経費がかかっており、消費税率の引き上げにより経費の増加は当然あると思います。その結果、市が市民の皆様に対して行っているサービスの一つである会議室やスポーツ施設等の使用料への影響もあるものと考えますが、使用料については平成29年4月から見直しがされ、過去の議会では、使用料はおおむね3年ごとに見直しを検討するとして、我々議員からの質問に対しても御答弁がされております。

そこで再質問をいたしますが、おおむね3年ごとの見直しを定めている愛西市使用料の見直し方針とは別に、今回の消費税率の引き上げによる使用料の見直しを行うことを考えているのか、お答えください。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

消費税率の改定に伴い、現行の使用料に税率の上昇分のみを置きかえて再算定することを検討しております。今回の再算定は、あくまで消費税率の改定によるものであり、施設のコスト計算を伴う料金見直しを前提といたしました愛西市使用料の見直し方針に定める見直しとは別に行うものでございます。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、水道料金や下水道使用料金等も今回の消費税率の引き上げにより見直しが検討されるという考えでよいのか、お答えください。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

今回の消費税率の引き上げによる見直しの検討を、今しておるところでございます。よろしく申し上げます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今回の施設の使用料や水道料金等の見直しについては、法律の改正によるものであり、愛西市使用料の見直し方針とは別に検討されることを御答弁いただいたところでありますが、市内

の各施設の利用時間の設定についても、ここで質問させていただきたいと思います。

現在、私が住んでいる勝幡町には、勝幡地域防災コミュニティセンターがあり、ここでは会議室、和室などが午前9時から正午、午後1時から午後5時までなど、数時間まとめた単位で予約し、使用料金が設定されております。他地区にも同様な設定がされている施設もありますが、市江地区や永和地区などの防災コミュニティセンターのように、1時間単位で予約ができ、使用料金を設定している施設もあります。

同種類の施設でありながら、利用できる時間単位が違うというのは、施設を利用する上でわかりにくいものと思いますし、コミュニティセンターのような、特に地域の方が頻繁に利用するような施設は、1時間単位の設定のほうがより利用しやすいと考えております。コミュニティセンターに限らず、そのほかの施設についても、使い勝手のよい利用時間の単位について検討をする必要があると思います。

そこで、コミュニティセンター、スポーツ施設など、各施設の利用時間の設定についても今回の見直しに合わせて検討すべきと考えられますが、そこのお答えをお願いいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

施設の種類によりましては、1時間単位で予約できる施設とそうでない施設があるのが現状でございます。利用時間の単位につきましては、同種施設で統一をした上で施設の用途に応じた時間を設定することが必要と考えておりまして、現在、施設担当課を交えて見直しに向けた検討を重ねているところでございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

会議室やスポーツ施設など多くの方が利用されております。各施設を利用される方の実情をよく調べていただき、1時間単位で利用できたほうがよい施設、数時間単位で利用したほうがよい施設について、利用される皆様の使いやすいような利用時間の設定をぜひ検討していただきたいと思います。

この最初の項目の最後の質問になるかと思いますが、消費税率の引き上げが法律どおり来年10月1日から実施することで、使用料、水道料金等を見直すとした場合、条例等の改正はもちろんのこと、市民の皆さんへ見直しの対象となる料金、見直し額、施設の利用時間の単位の周知など、いつどのように行うことを考えているのか、お答えください。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

消費税の税率改定に伴う料金の見直しですとか、貸出時間の単位の変更につきましては、条例改正が必要でございます。これらにつきまして、消費税率の改正が来年10月に実施されることを念頭に、市民の皆様への周知期間を考え、議会への上程に向けて検討を重ねている最中でございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

先ほども申しましたが、消費税率の引き上げは市の事業においても当然に経費の増加につな

がるものであります。それゆえに施設の使用料や水道、下水道料金等に係る経費の増加分については、使用料金等に経費の増加分を今回反映させなかった場合は、最終的には市民の皆さんからいただいた税金で負担がされることとなってしまいますので、実際に施設を利用される方、水道、下水道等を使用される方に負担していただくことが受益者負担の考え方からすれば理解できるものではないかと考えております。

市民の皆様が戸惑わないよう、料金改正、施設利用の単位の変更などについて、市民の皆様への周知を丁寧にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2つ目の大項目のごみ処理について再質問をさせていただきたいと思いますが、最初の答弁でありましたが、こちらでちょっと家庭ごみの排出量の過去10年ぐらいのデータを、数字をもとにつくらせていただいたので、見ていただいてよろしいでしょうか。

ちょっと見にくいかと思いますが、このデータでも、可燃ごみ、先ほども御答弁があったように、可燃ごみが24年度1万454トンがピークとなって減少傾向にあります。プラスチックごみがほとんど増加傾向にある。不燃・粗大ごみは10年前からかなり減少していることがわかります。

資源化できるごみとしては、ペットボトル、白色トレイは余り変化がない状態ではありますが、空き缶、空き瓶、紙、布などは減少傾向にあり、またその一つの要因としては、民間のごみステーションの影響がこの数字からも明らかになっているのではないかと考えられます。市が扱うごみ全体の量としては、資源ごみの減少分も含めて減少しているのではないかと考えます。

先ほど、ごみの出し方のほうで粗大ごみ、不燃ごみに関しては、佐屋地区で一番多かったという形で回数がふえたこと、また、ごみの収集委託料とか経費のほうは年々かわってきているということは理解させていただきました。

現在、資源ごみの回収及び小型廃家電の拠点回収に、先ほどの御答弁の中で、重点を置いて、ごみの減量と分別リサイクルの推進に取り組んでいただいておりますが、取り扱いなどの現状と一般廃棄物処理計画で平成30年10月16日から11月9日までパブリックコメントが行われておりますが、その内容はどのようなものだったのか、また意見はあったのか、お聞きいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

資源ごみにおきましては、月2回の収集、小型廃家電においては、市役所及び各市支所での拠点回収を実施しています。

以前は、庁舎入り口の改修ボックスに入るものしか回収しておりませんでした。平成29年度からは回収ボックスに入らない扇風機、掃除機などを窓口で受け取るようにして、リサイクルの推進に努めているところでございます。少なからずではあります。売却による収入と八穂クリーンセンターでの焼却に伴うごみ処理負担金の減少にもつながっていると思っております。

次に、パブリックコメントの内容でございます。一般廃棄物処理計画の一部改正（案）について、粗大ごみを月2回のステーション収集のうち、月1回を戸別回収とする収集運搬体制の一部変更について御意見をいただいたものでございます。意見といたしましては、1件いただ

いています。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

小型廃家電の拠点回収について、指定場所に持ち込まれたものだけでもリサイクルの推進とごみ処理負担金の減少に努力されていることがわかりましたので、担当課としては大変だと思えますが、これからもよろしく願いいたします。

パブリックコメントの内容については、収集に関することであり、今議会で、この戸別粗大ごみ収集に係る議案が出ているところではありますが、どのような目的で、また海部管内での状況がどのようになっているのか、お聞きいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

粗大ごみの戸別回収を導入する目的でございます。最近の問い合わせや御意見の中で、粗大ごみが重くて集積所まで運べないという女性や高齢者からの相談がふえてきているからでございます。高齢者、女性及び体の不自由な方におかれましては、自宅敷地の道路際に置くことができ、ごみステーションまで運ぶ負担が軽減し、利用性の向上が図られると考えています。

なお、海部管内の自治体における粗大ごみの収集方法の状況ではありますが、戸別回収は2市2町、ステーション収集は当市を含む2市、自己搬入は1村でございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

目的としては、市民の問い合わせへの対応、また利便性の向上ということ、また海部管内では比較的に戸別回収が多いことが、先ほどの御答弁でわかりました。

先ほども触れましたが、議案として出ていることもありますので、この場ではこれ以上細かいことを聞くのを取りやめたいと思いますが、議案が可決した後、収集などの変更があったとき、市民の方への影響はどのようになるのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

粗大ごみ戸別回収の導入によりまして、新年度から原則毎月第3水曜日に市民からの電話、もしくはファクスの予約による戸別回収を実施する計画を持っております。

市民への影響についてでございますが、粗大ごみの出し方が二通りとなりますので、混乱を招かないように運用マニュアルと収集カレンダーを広報及びホームページにおいて周知する考えでございます。予約する手間と戸別粗大ごみシール500円の負担はありますが、先ほども申し上げましたように、ごみステーションまで運ぶ負担が軽減し、利便性の向上が図られると考えています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは、資料の2番目を映していただいでよろしいですかね。

この資料は、先ほどの答弁を図式化したものでありますが、点線の上が今までと同じステーション回収の形ですね。点線の下が今回新たな取り組みをしようとする戸別回収で、市民の方



が受付センターに、まず電話かファクスで予約。その後、受付番号などが市民のもとへ届き、約束した日に戸別粗大ごみを自宅敷地の道路際で収集するという流れであります。

ごみステーションまでの運ぶ負担が軽減、または粗大ごみの出し方を選択できることなど、市民の方の利便性の向上が図られる取り組みだと思っておりますので、後日の議案質疑でも、また再度細かなところを確認させていただく予定ですので、またよろしくお願いたします。

それでは、最後の質問になるかと思いますが、ごみに関する議案が上程されたので、ごみ処理について、今回は粗大ごみの収集についてだけを取り上げさせていただいて質問しました。近年、日常生活の中でごみとなるものの素材などが複雑になっております。また、生活習慣の変化や外国人の方との言葉の違いから、ごみの分別・排出の仕方ですらトラブルになるケースもあると聞いております。

このような背景の中で、他自治体でも導入が進んでいるスマートフォンを利用した「ごみ分別推進アプリ」というようなものなどがあるみたいですが、これからの愛西市のごみに関する取り組みの中で、この「ごみ分別推進アプリ」のようなものを導入していく検討ができるのか、お尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

県内の先進自治体では、「ごみ分別推進アプリ」を導入していることは承知しております。

今では、ほとんどの人が所有しているスマートフォンにアプリをインストールしていただくことで、各自治体によって異なるごみ出し日の通知やカレンダーの確認、外国語への対応が可能となります。また新たに転入された方や外国人の方におかれましては、ごみの分別方法がわからない場合でも、市役所へ問い合わせをすることなく、その場で確認するなど便利な検索機能でごみに関する情報を収集することもできます。

そして、市からのお知らせや災害時等の情報発信もリアルタイムに行うことができるなど、有効手段の一つであると考えています。

費用対効果なども踏まえ、先進自治体の運用状況を勉強しながら、導入に向けて検討を進めているところでございます。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

こちらは市が各家庭に配布されている家庭ごみ分別早見表であります。この中では細かくごみの種類などが分類されていて、わかりやすいものだと考えておりますが、先ほどもありましたが、市内に住んでいる外国人の方々にとっては、まだわかりにくいものかもしれませんし、それが原因でやはり住民トラブルに発展することもあるかもしれません。

そういった対応策の一つとして、またほかの情報発信の手段としてでも活用できるように、ぜひスマートフォンのアプリなどの導入に向けた検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の一般質問は、消費税の影響と環境問題の中からごみについて話をさせていただきました。消費税率の引き上げによる影響については、市民の方々に混乱がないように、そして、ご

みについては、分別の推進と3R運動ですね。リデュース、リユース、リサイクルの強化に取り組んでいただき、ごみの少ないきれいなまち、住みやすいまちづくりをしていただくことをお願いさせていただき、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

議長の発言の許可をいただきましたので、今から一般質問を始めさせていただきます。市当局の方には、市民にわかりやすいように御答弁をよろしくお願いいたします。

大項目の1件目は、愛西市の防災について、2件目は、市のコミュニティセンターの利用についてであります。

最初に、市の防災について伺います。

1番目に、防災行政無線についてです。防災行政無線はいつから開始されたのか、教えてください。また、防災行政無線以外の災害情報手段は何かあるのかを教えてください。

2番目に、愛西市津波避難計画について伺います。

ことは、6月に大阪府北部地震、また9月には北海道胆振東部地震が起きました。北海道胆振東部地震では、大規模停電、土砂崩れが起きました。また、液状化現象によって道路が寸断され、家や車などが埋もれている映像は衝撃的でした。いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震でも、愛西市では多大な被害が起ると想定されています。この液状化現象は、地震発生からどのくらいの時間で起きるのか、教えてください。

次に、今は南海トラフ巨大地震についていろいろな研究や対策がなされていると思いますが、他の震源地となる地震についても想定はされているのか、お尋ねいたします。また、想定されている場合は、その地震においても液状化現象は考えられるのか、お聞きいたします。

続いて、大項目2件目のコミュニティセンターの利用について伺います。

1番目に、コミュニティセンターを含む公共施設の使用料が平成29年4月から変更されましたが、コミュニティセンターの平成28年度と29年度の利用件数の推移を教えてください。それから、各コミュニティセンターの収容人数を教えてください。

よろしくお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず1件目の市の防災についてでございます。

防災行政無線についてであります。平成27年度から運用を開始しています。それ以外の伝達手段でございますが、防災メール、市のホームページ、ケーブルテレビの文字放送による防災情報、いわゆるL字放送、コミュニティFM、市の広報車でございます。

次に、津波避難計画の関連で、液状化は地震発生直後から起きる可能性があると思われます。南海トラフ巨大地震以外では、四日市、養老などの活断層による地震が想定されており、国・県の想定では、震度5強以上の強い揺れがあった場合には、液状化の起きる可能性があると言われております。

続きまして、コミュニティに関する御質問でございますが、1点目のコミュニティセンターの全体の利用件数は、平成28年度が9,455件、平成29年度が9,141件であります。

2点目の利用者の定員につきましては、一番少ない施設は立田南部地区コミュニティセンターの433人で、一番多い施設は勝幡地域防災コミュニティセンターの710人でございます。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

防災行政無線は平成27に設置ということですが、設置費用と耐用年数を教えてください。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

設置費用でございますが、設備及び各機器を合わせ、約5億5,000万円。耐用年数は、それぞれ15年から30年でございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

平成26年には広島市土砂災害、翌年27年には常総市水害、28年糸魚川大規模火災、昨年29年は九州北部豪雨、そしてことしは平成30年7月豪雨と、毎年のように日本各地で深刻な被害をもたらしています。この近年の災害を踏まえて、情報伝達手段の課題が指摘されているわけですが、この愛西市もこの9月に2つの台風が通過していきりましたが、その後、防災行政無線の役割として災害情報を市民に伝達できていたのかを検証されたのかをお尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

防災行政無線の起動テストにつきましては、毎日のチャイムや保守点検により行っておりますが、今回の台風に対する検証は行っていません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

先ほど27年設置ということで、耐用年数は15年から30年と伺いました。やはり防災行政無線が有効だという判断をされて設置したわけだと思いますけれども、まだ新しいわけで、近隣の蟹江町もこの防災行政無線については30年を経過して、また見直すというのか、しっかりと工事というかそういうことをしていくということも今言われております。

しかし、愛西市は27年に設置ということで、この新しい防災行政無線を取り入れて、愛西市台風通過後、非常に検証していく部分では大きかったのではないのかなあとと思います。やはり、災害を全国各地で非常に残念な御指摘のあるところもありますけれども、もう一度そういう検証をしていただければいいと思っております。

また、防災行政無線について、市民のほうからどのような意見があるのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

市民の方からは、放送の音量に対して、うるさいという御意見と、聞きづらいという御意見、双方の意見がございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

私は、あるスポーツ団体に、今回の台風のと、防災行政無線は聞こえましたかとお聞きしたら、やはり何を言っているのかわからない。また緊急事態なのか、ただの広報なのかという話を聞いております。その他の地区の方からも、同じような意見を聞いておりますが、このような話を聞いてどのように思われますか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

市内全域に防災情報を即時に放送するシステムの一つとして整備を行いましたが、現在、チャイムなどは中音量で放送していることもあり、風向きや雨音等の気象条件や建物の反響等で放送が聞きづらいケースは考えられます。

このようなことへの対応策として、防災訓練で一部の拡声子局の音量を8割程度または最大音量にして放送するなどをして検証を行っています。また、防災無線放送が聞こえづらいときや聞き漏らしたときは、電話による自動再生放送26-0202により放送内容を確認することができますので、再度確認をお願いしたいと思います。

防災無線については、屋外でも力が発揮できるというメリットがございます。また、防災無線放送だけでなく、防災メール、市のホームページ、ケーブルテレビのL字放送、コミュニティFM等からも得ることができますので、あらゆる手段で情報を入手していただきたいと考えています。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

6月議会の一般質問でも戸別受信機や防災ラジオについて質問されていましたが、その後に起きた西日本豪雨では、自治体からの避難の呼びかけにもかかわらず、多数の被害者が発生した原因の一つとして、大雨にかき消され、屋外拡声子局の音が聞こえない。自治体の運用や組織間の連携が行き届かず、適切な情報が迅速に届かない。また広範囲に大量の情報がメールなどで配信された結果、どうせ自分には関係ないと正常性バイアスが働き、避難に至らなかったなどの情報伝達の課題が指摘されています。

これらの課題のうち、特に聞こえない問題を解決する手段としても、国は戸別受信機の整備の普及を進めようとしています。6月議会後、市として、戸別受信機の導入の検討などは行っ

たのですか。また、導入した場合、戸別受信機の費用は1戸当たりどれぐらいかかるのか。また、設置に対して補助制度はあるのか、教えてください。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

現時点で、具体的な導入の検討などを行っておりません。平成29年6月議会で御答弁いたしておりますが、調査、設計、工事の総額で31億3,000万円ほど必要となりますので、1世帯当たり約14万円になります。また、設置に対して現在市で活用でき得る補助制度はございません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

31億3,000万円ということなんですけれども、やはり他の議員からも防災ラジオのほうの質問もありましたが、とてもすぐ導入するという考えにはなりにくい金額かもしれませんが、やはり今現状、27年に設置した後、いろいろな市民からの意見も聞いているでしょうし、課題が出てくると思います。やはり、その辺あたりの対応をしっかりとさせていただきたいなとは思いますが。

先ほど防災行政無線以外には、メール等を使って情報を提供するとお聞きしました。この防災メールは有効だと思いますが、現在、高齢者の方のうちインターネットや携帯電話を使っていない人が国の推計では、およそ4割いると思われまます。また、実際の防災メールの避難情報は必要な情報が全て盛り込まれている反面、文字数が多く、難しい表現もあります。その反面、肉声では声の調子で深刻さも伝えられ、緊急事態であることを伝えることもできます。また、市のホームページやケーブルテレビなどでは、独立電源でなければ停電時は使えなくなると思われまます。液状化が市全体で起きれば、市の広報車も本当に有効なのでしょうか。

激しい豪雨災害、また地震等による設備の故障や水没、情報伝達手段が使えなくなる危険性があるため、どれも万能ではないと思います。市当局にも近年の災害の教訓を無駄にはせず、新たな情報伝達手段を含めて、市民の方に周知してくださるようお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、津波避難計画のところ、液状化現象は地震直後起きるということですが、震度どのぐらいで液状化になるのか。また津波避難計画やハザードマップでは市内全域で液状化になると予想されていますが、このような認識でよろしいでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

国・県の想定では、震度5強で液状化が起こると予測されています。市内全域で液状化が起こるであろうという認識で差し支えございません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

愛西市市全域で液状化になる可能性が高いというお話ですが、液状化になりにくい場所がありますか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

そもそも愛西市は液状化になりやすい地域であります。愛知県が出している被害想定によりますと、具体的な地番などの限定はできませんが、市内数カ所になりにくい地域も若干ある

ということは理解をしています。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

どうもありがとうございます。

津波避難計画では、南海トラフ巨大地震が堤防が破堤、沈下等した場合、特に河川沿いの地域は発災後直ちに浸水が生じるおそれがあると書かれています。木曾川の堤防の決壊、日光川の堤防の決壊した場合は、特にどこの地区の浸水が早く起こると考えていますか、教えてください。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

堤防の決壊場所につきましては、どこで発生するのか具体的に予測ができませんので、浸水が早いと想定される地域につきましては明確にお答えできないので、よろしく願いをいたします。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、南海トラフ巨大地震以外の地震も想定しているとのことですが、その場合も堤防の決壊、どこで起きる可能性があるかもお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

先ほどの御答弁と同様に、場所の特定はされておられませんので、どの地域が特に危険というお答えはできかねますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

どの地震が起きても堤防が破堤、沈下する可能性があるとして、市としてもある程度は想定していると思いますが、津波避難計画や地震ハザードマップを見ますと、立田南部地区や永和地区での浸水が早く始まるみたいです。この永和地区の大井町、大野町、鰯江町、善太新田町のそれぞれの人口と指定緊急避難所の収容人数は何人ですか。また、避難対象地域の人口と指定緊急避難所の収容人数との差が大きいですが、対応できるのですか。また対策はどのように考えているのか、教えてください。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

平成29年3月の津波避難計画策定時の人口でございますが、大井町4,289人、大野町1,691人、鰯江町701人、善太新田町1,208人で、愛知県の南海トラフ地震の被害予測調査結果から算出すると、永和地区の想定避難者数は約1,108人であります。なお、永和地区の指定緊急避難場所は永和小学校、永和中学校、佐屋老人福祉センター、永和地区公民館、永和地区防災コミュニティセンター、永和保育園、ひまわり会館があり、地震浸水時の2階以上の部分で収容可能人数の合計は4,445人あります。

愛知県の発表した南海トラフ地震の被害予測調査結果から想定しますと、対応できるかと思えます。しかしながら、想定以上のことも起きる可能性があるため、垂直避難など防災訓練、出前講座などで周知を続けてまいります。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

地震直後に液状化現象が起り、堤防が破堤、沈下した場合は浸水被害も起こる可能性があります。高年齢の方々がこのような状況で速やかに指定避難所まで行けるとは思われません。また、避難行動要支援者のところへ避難誘導などをしてくださる方も液状化や浸水など思うような行動がとれないのではないのでしょうか。津波避難計画では避難可能距離を1キロメートルとされていますが、液状化を含めた経験したことがない災害状況では難しいのではないかと考えています。また地震発生時の時間帯、天候によっては複合災害も考えなければなりません。

このようなことから、浸水が早く始まる地区や避難困難地域の方のためにも、新たに高台や避難場所を設置していく計画はないのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

設置計画でございますが、現在は持ち合わせておりません。民間の既存施設との協定や津波避難ビルに関する協定などの推進をするとともに、浸水、洪水に対する垂直避難を防災訓練、出前講座等で周知をしております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

国土交通省中部地方整備局の木曾川下流河川事務局がホームページで載せている「動く高潮洪水ハザードマップ」というものがあります。これは地震ではなく、台風、高潮による洪水を想定しているものですが、同じように木曾川に限っては、やはり愛西市の場合では立田南部地区が浸水が早いと想定されています。木曾川河川沿い以外の地域の方にも安心して暮らしていただけるためにも、高台などの一時避難場所をつくる検討を希望いたします。

次に、津波避難計画では安否確認については余り詳細に書かれていないと思われま。ドローンを使った安否確認、また被害状況の確認等にもドローンは有効だと思いますが、実際に使っている自治体はありますか。また、市として導入予定はありますか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

平成29年10月時点での愛知県の調査によりますと、県内5市が導入しており、被害状況調査などの用途で使用することとなっております。

市では、現在導入の予定は持っておりません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

今までいろいろとお聞きしてきましたが、新たな取り組みは、予算もかなり必要であるため、現状の避難対策で市として対応しているという考えのようですが、市民の方には、自助、公助の部分をしっかり備えていかなければならないと思っております。

その中で、愛知県の補助事業で「みずから守るプログラム」というものがあります。このような事業はどのようなものか、教えてください。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

「みずから守るプログラム」とは、愛知県建設部河川課の事業で、水害に対する理解を深めるため、町内会や自主防災会といった地域コミュニティが主体となる取り組みを中心に、行政

からの情報提供の向上も含めた地域協働型の事業でございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

それでは、少し資料のほうをお願いします。

これは、「みずから守るプログラム」で作成した津島市西小学校区東地区のものです。この地図は、訓練ごとに更新するので、わかりやすくなっていると思います。愛西市の地区でこの事業に取り組んでいるところはありますか。また、どこの地区が作成しているのか、教えてください。そして、この事業の周知方法はどのように行っているのか、教えてください。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

事業の実施済みの地区及び内容でございますが、平成24年度に大野町がマップづくり、平成26年度に大井町、永和台がマップづくり、平成27年度に大井町、永和台が大雨行動訓練、鰯江町、善太新田町がマップづくり、平成28年度に鰯江町、善太新田町が大雨行動訓練、今年度は西條町がマップづくりの活動中でございます。

周知方法につきましては、自主防災会長宛て通知により、周知をしているところでございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

やはり、浸水が早いと思われる地区はこの事業に取り組まれていると思いますが、他の地区の方にも周知していただきたいと思います。

この県事業は、市民の防災意識を高めるため、また自助、公助の部分では重要な取り組みだと思っておりますが、市長はどのような見解でしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

この県事業につきましても、有効な訓練をしていただく事業の一つだというふうに思っております。この事業に限らず、市民の皆様方、自主防災会、そして各地区の皆様方には訓練を重ねていただいて、自助・共助・公助の取り組みを進めていただくことが、みずからの命、地域を守るためには必要であるというふうに考えております。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

ありがとうございます。

市民の方々には、行政だけに頼るのではなく、地域、個人のそれぞれで防災対策についてできることは多くあります。今、市長が言われたとおり、自助・共助・公助の三助のそれぞれがうまく絡み合うことで、たとえ大きな災害が起きたとしても、被害を最小限に抑えられるよう、市民の皆様にも御協力をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

コミュニティセンターについて再質問をさせていただきます。

質問順番が前後しますが、先ほどコミュニティセンターの人数はお聞きしました。しかし、ホームページ等には記載されていません。利用者等にわかりやすくしていくためには、記載したほうがいいと思いますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

各施設における利用者の定員につきましては、議員おっしゃられるとおり、今後ホームペー



ジに記載したいと考えます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

記載してくださるということなので、できるだけ早く、よろしく願いいたします。

続いて、利用件数についてです。平成28年度と29年度の比較では利用件数が減少しています。近年の傾向として、どのような分析をしていますか。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

年々、利用件数が減少傾向にあると捉えております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

平成28年度の3月議会の一般質問で、29年度の収入見込みが1,319万5,000円と回答されています。平成29年度の全コミュニティセンターの収入金額の実績と比較して、差異がどのくらいだったのかをお尋ねします。また、そのことを市として、どのように分析をされているのかも重ねてお尋ねさせていただきます。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

平成29年度の全コミュニティセンターにおける収入額の合計実績は1,022万6,780円で、平成28年3月議会の一般質問の際に答弁してございます想定試算された金額と比較して、約300万円を下回っています。これは、平成26年度の使用実績をベースに想定をしていることや、コミュニティセンターを利用する団体が高齢化などにより活動回数の減少や、団体そのものの数が減少していることが、利用件数の減少につながっていると思われれます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

では、利用件数は減少傾向で、収入金額の試算も下回る結果となっておりますが、何か対策は考えられていますか。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

収入金額の試算につきましては、平成26年度をベースにしているため試算を下回ってはいますが、平成28年度と平成29年度の収入実績を比較すると増額となっております。

また、対策といたしましては、利用促進のため、施設の用途に応じた使い方や利用しやすい時間設定に見直す方向で協議を重ねているところでございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

先ほどの近藤議員の質問、答弁でもありましたので、私も時間についての質問の予定でしたが、重複する部分もあるので質問は取りやめますけれども、先ほど御答弁がありました利用時間の単位を統一することを今回見直す方向で施設担当課を交えて協議されるということですから、私のほうもしっかりそのあたりをお願いしておきます。

市全体の公共施設の使用料、減免措置の5割減額で、構成員の7割以上が市内の中学生以下または満65歳以上の団体とありますが、満65歳以上の団体は幾つありますか。また、市補助団体が利用する場合、10分の7以上が満65歳以上の者である団体が定期的な活動のために利用するときとありますが、定期的とはどのような単位ですか。また、どのような活動なのか、教えてください。

○企画政策部長（山内幸夫君）

現在、5割減額の適用を受けている団体は66団体ございます。そのうち、65歳以上の要件により5割減額となっている団体の数は42団体となっております。

次に、定期的な活動ということでございますが、毎月4回以上または年間48回以上していることを指しております。また活動内容につきましては、活動計画などにより判断することとなります。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

この5割減額、3割減額について、何か市民からの意見はありますか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

施設使用料の5割の減額に関しましては、平成28年3月定例議会の条例改正より前に実施をいたしました団体説明会での御意見ですとか、パブリックコメントの結果を踏まえまして、3年間の経過措置として取り扱いを追加させていただきました。これは、青少年の健全育成、また高齢の方の健康増進の観点を踏まえたものでございます。

この措置に関しての御意見ということでございますが、5割減額の対象にならないのかの相談などがあるようでございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

先ほどの御答弁で、コミュニティセンターを利用する団体は高齢化などにより活動回数の減少や団体自体の数が減少していることが利用減少につながっているとありました。また、利用促進のため、使いやすい時間帯に設定していくことは大切だと私も思っております。

また、市としても市民の方に利用していただく機会が少なくなれば収入も減っていくわけです。より利用していただくためには、使用しやすい環境が必要だと思います。例えば、今よりわかりやすい減額区分、この5割減額、3割減額、今お聞きしましたけれども、これをホームページに記載する等、もう少し市民の方にわかりやすくしてほしいと思います。また、新たな利用可能な情報を発信していくことも必要ではないのかと考えております。

各コミュニティセンターは、地域の防災拠点にもなっております。それぞれの地域の方にもふだんから利用しやすい環境にしてくださるよう、当局にはさらなる検討をお願いします。

最後になりますが、今回、防災、コミュニティセンターについて質問させていただきました。他のいろいろな課題があると思いますが、もう少し各地区、地域の市民の方とコミュニケーションをとり、より一層、市として対応して行ってほしいと思います。もう一度そのことを私からお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

1番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後12時45分といたします。

午後0時01分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（鷲野聰明君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

○7番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして地域コミュニティの活性化について質問させていただきます。

9月の一般質問で、学校関係の部活動について、そして愛西市自治基本条例について質問させていただきました。

その中で、やはり住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域の住民の方と行政と未来に向けた取り組みをしなければならない等課題があるのではないかと感じた上での今回の一般質問ですので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

我が国は人口減少に突入し、今後も加速度的に人口減少が続いていくと推計されています。中でも、年少人口や生産年齢人口の減少が顕著であり、日常生活における活力の低下ばかりか、経済活動の低迷によって、行政活動の財源となる税収の減少も危惧されています。

一方、高齢者の増加に伴う社会保障費の増大は、依然としてとどまるところを知らず、また高度成長期に整備した公共施設などの都市インフラ整備が更新時期を迎えております。行政歳出面でも非常に厳しい現状にあります。

このような中、地域社会において現在発生している課題の解決や、今後予見される不安の未然防止について、全て行政が対応するのは困難であり、地域の資金や人材の活用をしつつ、地域住民が主体となって地域の暮らしを支える活動を行う取り組みを推進していく必要があります。

また、平成17年4月の町村合併で、同じ自治体であっても、都市的地域と農業地域など、さまざまな特性を有する地域が併存し、課題が各地で大きく異なるような現状もふえてきています。

地域の現状に即した課題解決を図る上でも、自治体は一律の支援策を実施するのではなく、地域住民の主体的な取り組みを促していくことが重要だと考えております。

人はひとりでは生きていられません。友達や周りの人たちとつながり、認め合ことで、安心を得て生きています。子供や高齢者の方、障害者の方はもちろん、私たちは誰も周りの人たちのちょっとした気遣いや見守りの中で支え、支えられながら暮らしています。この当たり前なことを、私たちは少しずつ忘れていくような気がします。

コックをひねれば水やガスが出る。まちの安全は警察や消防署が守ってくれる。そんなサービスを前提に、煩わしいことは役所に任せて自分はひとりで生きていけると思ってきました。しかし、とりわけ90年代以降、人と人のつながりがどんどん希薄になる中、周りの人たちとうまく関係をつくることができずに、孤独化する人たちや、お互いが無関心の中で発生する都市

型犯罪の問題など、ひとりで生きることのはらむ問題が明らかになってきました。

さらに、平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災を初め、東日本大震災や、熊本、北海道での地震、天候不順による局地的な集中豪雨、台風による大規模な自然災害により、公共サービスが途絶えたときのひとりで生きるのもろさをあらわにしました。

そんなとき役立ったのは、たびたび災害時に報道されている外部から駆けつけた市民ボランティアの支えであり、何より近所同士の見守りや、支え合う力、すなわち地域コミュニティの力だと感じます。地域のコミュニティがしっかりしていた地域のほうが、ひとりで生きる人の多かった都市部より、その後の立ち上がりが早かったと言われております。

震災時等の非常時だけではなく、今私たちの身の回りで起きている子供を狙う犯罪や事故、高齢者の孤独死などの中には、ちょっとした地域の見守りや支えがあれば、完璧ではないにしろ、防げるものが多くあります。そんなに大げさな想定をしなくても、孤独になりがちな高齢者や小さな子供を抱えて頑張っているお母さんたち、リタイヤして居場所を失った中高年、周りに認めてもらえなくて自分を見失いかけている子供や若者たちにとって、人と人のつながりの中にある地域コミュニティは、自分が自分として認められる、認め合う、すなわち居場所があるということは、とても大切なことだと感じています。

ここ数年、多くの人たちが少しずつですが、地域コミュニティがしっかりしていることが安心の基盤だということに気づき始めているように思います。

とりわけ、子育て真っ最中の若い世代を中心に、父親の積極的な子育てに参加をする活動や、その見守りや活動に参加する「おやじの会」がふえつつあります。また、以前は近所づき合いをしたくないからマンションを選んだという方は少なくなり、ある程度地域とかかわりながら定住していこうという方がふえてきています。自分の地域のいいところを大切にし、気になるところを改善していくことで、それぞれの地域ごとに自分たちの地域を自分たちで住み心地よくしようとする地域がふえてきて、その中で地域コミュニティの役割が見直しされてきています。

私たちは、これまで税と引きかえに行政からのサービスを受けてきました。自分や地域に直接かかわる福祉や教育、そして地域内での公園づくりなどの環境整備など、全て行政任せにしてきました。しかし、行政の取り組みは、市内、どこの地域でも公平に同じように行われるため、時として地域の求めることと比して不十分な場合も多く、さらには行政サービスと地域の要求にずれがあり、せつかくのサービスが、ありがた迷惑に終わる場合や、一方的に押しつけられたと感じる場合もあります。また、どの行政部署に相談や依頼をすればよいかわからないこともあります。こうしたずれを行政に任せるのではなく、行政と地域と住民が一緒に考え相談し、一緒に取り組むことができれば、随分と効率がよくなり、何よりそれぞれの地域の実情に合ったきめ細やかな対応が可能になるはずです。さらに行政サービスでは不十分な部分を地域コミュニティの力で補い、協力し合うことで行政だけ、あるいは地域だけで取り組むよりも、より暮らしやすい地域をつくり上げていくことも可能なはずです。

誰もがそれぞれの立場で参加できる地域、団体がつながり、団体が持つ力を発揮できる地域、

地域の特性を生かしたコミュニティーづくり、愛西市でもこの地域づくりが必要だと感じます。

他市でも行政と地域がパートナーシップを組んで、地域の課題に取り組む行政がふえてきております。

愛西市においても、地域コミュニティーの活性化に向け、さまざまな取り組みが行われていると思いますが、自治会や各種団体だけでなく、高齢者を支援、子育てのためのグループなど個人の自由な参加を前提とするものもふえてきていると思います。こうしたさまざまな支援グループの活動があって、地域コミュニティーが活性化すると思います。

映像をお願いいたします。

今まで発言させていただきましたように、地域のコミュニティーが今まで以上に大切になり、住民の価値観や生活スタイルの多様化や少子高齢化、人口の減少等の影響で、コミュニティー活動の担い手が減少、近所づき合いの減少、郷土意識の希薄化により地域コミュニティーが弱まる。だから、活性化が必要。そのために、活性化矢印の下の部分の二重線の部分でございませけれども、話し合い、連携や協議、地域への参加、コミュニティー活動の充実が挙げられます。住民も地域の現状を把握し、今何が必要か考えなければなりません、市としてこのようなことについてどのように考え取り組まれているか、答弁をお願いをいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

地域コミュニティーの役割は、非常に重要であると考えております。一方で、地域コミュニティーへの市民の関心や参加が低くなっているもの現状であります。

市は、コミュニティーに対して、コミュニティーと市とは対等な関係であり、また地域社会を構成する住民が民主的で豊かな生活を送ることができる基盤として、コミュニティーが存在することを認識する必要があると考えています。

この認識は、住民と直接かかわりある部署だけではなく、全ての職員が等しく持つ必要があり、そのような認識を持つための人材育成が不可欠であります。

何よりも、愛西市を愛する職員を育成していくことが必要であると同時に、市民の皆様と市がともにこの認識を持って、コミュニティーをつくり上げていくことが活性化につながると考えています。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

現在、寄り合い等で、地域の話し合いをする機会、こういったところがありますけれども、行政からの事務連絡で終わっているような気がいたします。私はこういうような場を活用して、地域の課題解決ができればというふうに思っております。

それでは、再質問をさせていただきます。

多くの方が指摘しているように、近年では人と人とのつながりが希薄化になり、地域によっては近所同士でも挨拶をしない、隣に住んでいる人もよく知らないという現状になりつつあります。また、地域コミュニティーなんてもう古い、今後は徐々に廃れていくものだと、町内会

や自治会などの地域組織には古い体質が残っていて、厄介なもの、要らないものと主張する人もいます。地域コミュニティは、もやは不要な廃れていくものではなく、昔も今も存在しているし、今後もますます必要とされていると思います。

当然、その担い手である地域組織も、古いと批判された部分は頑張って改善しなければならないと思います。この活動を担う人材や組織も大変重要ではありますが、まずは地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ地域デザインに取り組む必要があると思います。この地域デザインは、地域住民が5年後、10年後に抱える地域の問題を知ることで価値を見直すきっかけになります。

今から紹介する3枚の画像は、地域住民や行政がどのようにかかわり、地域デザインを描くかをあらわしています。

それでは、画像のほうをお願いいたします。

1枚目の画像は、地域コミュニティ活性化、市の役割について描かれています。地域で支え合う仕組みの実現、コミュニティ活動を担う団体への支援、コミュニティ活動の参加するきっかけづくりをするためには、市はまずは職員のコミュニティに対する意識の向上や各課の横のつながりが必要となってくるという画像です。

次の画像をお願いいたします。

地域デザイン会議のいろはですが、地域住民は地域の課題を明らかにするため、地域でお祭りをしたらどうだろう、街路灯の管理、どうしたらいいだろう、避難訓練の規模を広げたらどうだろうなどと地域で話し合い解決するきっかけを見出します。

右の写真は、催し物時にごみの分別の意識を持っていただくステーションです。このように地域ぐるみで取り組むための情報共有が必要になってきます。

次の映像をお願いいたします。

地域住民だけでなく、各種団体も含め意見交換をしながら、さまざまな考えを理解し、お互いが信頼し合える関係を築くことや、話し合った地域の情報を発信することで、地域に暮らす人々に関心を持ってもらうことができます。そのために、連携や協力が重要になってきます。

この写真は立田南部地区で行われた自主防災訓練での地域住民が危険な箇所を再確認している様子です。

このように、地域住民が主体となり暮らしやすい地域にするため、地区の人口や世帯構成、高齢者の人数や割合を知ること、地域住民は地域の抱えている問題を直視し、危機感を持ち、どうにかしなくてはという議論を始めることにつながるとは思います。市行政はこの地域の将来ビジョンを盛り込んだ地域デザインについて、どのようにお考えかお答えください。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

近年使われるようになりました地域デザインという言葉は、地域住民が主体となり問題を把握し、住みやすい地域をつくるため、仕組みをつくったり、人や物をつなげるという意味合いがあり、地域コミュニティを活性化するため重要であると考えてはいます。

地域住民が、地域の将来ビジョンを考えることは、地域コミュニティとしての活動の動機

づけや主体性のある継続的な活動につながるとともに、地域の課題解決や多様な組織との連携の仕組みが構築される契機になると思います。

市といたしましても、地域の実情と特性を踏まえた支援を行っていききたいと考えています。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁、ありがとうございます。

画像のほうを振り返っていただきたいと思います。

愛西市には、地域コミュニティー推進協議会が立ち上がっていない地域もあります。市民が主体となり活動している大きな行事として、自主防災訓練、体育祭、納涼まつり、また地域のお祭りや催し物等が存在しています。しかし、まだまだ線でなく点での活動をしている部分もあるので、この数々の点を線で結ぶことが必要であり、イラストが示すように、各種団体やグループが協力し、物事を進めることが重要だと考えます。

地域コミュニティーの活性化をするためには、愛西市もコミュニティー強化地区などと銘打って、この活動を大胆に推進しないと今後もさまざまな地域の問題を全て行政が対応することとなります。

市長のお考えをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

御答弁させていただきます。

コミュニティーにつきましては、第2次愛西市総合計画の地域コミュニティーの組織力強化の取り組みといたしまして、コミュニティー推進協議会未設置地域への働きかけをしていきたいというふうに考えております。

コミュニティーを設置することは、地域自治、住民自治を確立することを意味いたします。つまり地域において、主体性を持った住民がみずからのまちの将来について考えることを意味いたします。市といたしましては、コミュニティーの立ち上げ時期のみならず、コミュニティー成長段階に合わせた関与をしていきたいというふうに思っております。

やはり、立ち上げにつきましては、地元地域の方々がやはり率先をしてコミュニティーを設置していきたい、またその中で活動をしていきたいというお考えがなければ、なかなか市主導では難しい部分もあるというふうに考えておりますので、ぜひ議員のお話もありましたが、活動をしておられる各種団体の皆さんや地域の団体の皆様方、そういった横のつながりをさらに強化をしていただきたいというふうに思っております。

市といたしましても、そういった活動に対しましては、サポートできる部分については十分にサポートしていきたいというふうに考えおります。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

市長、答弁ありがとうございます。

現在、立田八開地区で、小・中学校の統廃合が進められております。このことにより、今までの小学校や中学校の地区のつながりがなくなると危惧されておられる方もおられます。今回

質問させていただいた地域コミュニティの役割がさらに重要になってくると思います。

多くの市町でも人口減少は確実に進む中、住みなれた地域で暮らし続けるために、人と人のつながりや助け合いを大切にする魅力のある地域づくりをすることによって、人は移り住むはずだと考えております。地域コミュニティを達成することで、心通う地域、心通う福祉が実現できると私は信じております。

今後、市行政の働きかけを期待し、質問を終わります。

○議長（鷺野聡明君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は1時20分といたします。

午後1時09分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（鷺野聡明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○14番（山岡幹雄君）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私から大きく3点のことについて、お伺いさせていただきます。

まず、今回御質問する前に、市長のお話の中で、愛西市の佐織中学校が第31回全国マーチングコンテスト、このように私も大阪城ホールへ応援に行ってきました。

全国から25の中学校が大阪城ホールで、全日本のマーチングコンテストに参加されました。これはすごいのは3年連続なんです。それで、県大会、東海大会の予選を勝ち抜いて、すごいと僕は思うんですけど、学校及び保護者、生徒の日ごろの努力が報われたと思います。

市長にお願いですけど、3年連続ということで、何か特別な賞をよろしくお願ひいたします。なかなかこれは、3年連続、大阪城ホールで佐織中学校というのは、これは絶対できんと思うんですけど、また4年目に向けて活動してみえると思うんですけど、その中で、やっぱり1年生が短時間で全国大会に行くというのは、本当に並大抵の努力でないとできないと思いますので、本当に賞のほうをよろしくお願ひいたします。

今回、3点のことについてお伺いしますが、農地の問題、道の問題、後、家庭教育という3つのことを、きょう質問させていただきます。

大項目1つ目としまして、農地の現状と取り組みについて。遊休農地や土地改良未整備地区等の状況について。2つ目、農地中間管理機構の現状、農地集積・集約の状況について。3つ目、有害鳥獣駆除の現状と今後の方針について。

大項目2つ目といたしまして、市道の現状と取り組みについて。小項目1、市の道路整備状況、困領道路の進捗状況について。小項目2、狭い道路整備、セットバック整備状況について。小項目3、私有地道路の対応。これは下水道の占用についてでございます。



大項目3つ目としまして、家庭教育の重要性と支援事業の拡充について。小項目1、家庭教育の重要性について。小項目2、家庭教育に対する市の取り組み。3つ目としまして、家庭教育の地域学校、行政との連携について。4つ目、家庭教育の今後の展開。最後に、家庭教育支援条例制定の考え。この3項目について、随時質問してまいりたいと思いますので、御答弁のほうをよろしく願いいたします。

我が国の農業、農村は、高齢化や後継者不足、農地の耕作放棄地の増加など、人と農地の問題があります。その問題を解決するために農業委員会で話し合いをして、この問題を解決していかれると思います。そこで伺います。

この地域の農業、農村において、高齢化や後継者不足があります。遊休農地が増加している状況を市はどのように取り組んでいるかお尋ねいたします。また、どうしてこういう問題が発生するようになったのかお尋ねいたします。また、農地で、まだ土地改良未整備地区があるかと思いますが、面積はどれぐらいあるかお尋ねいたします。

小項目2、中間管理機構と、いわゆる農地バンクは、平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、12月13日に公布された法律で、各都道府県に設置されたものであります。

我が国、農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積・集約化を行い、遊休農地解消の改善、青年等の就農促進政策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるためのシステムであります。

農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された信頼できる農地の中間的受け皿です。農地中間管理機構は、このようなときに活用できます。リタイヤするので農地を貸したいとき、利用権を交換して分散した農地をまとめたいとき、新規就農するので農地を借りたときとありますが、市の農地中間管理機構の現状を伺います。

3つ目としまして、有害鳥獣駆除とは、野生鳥獣が農林水産業などに被害を与えたり、被害を与えようとする恐れがあり、なおかつ捕獲以外の被害防除対策を実施しても被害を効果的に防止できないと思われる場合に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づいて実施される捕獲、都道府県知事または環境大臣の許可を必要とします。都道府県によっては市町村長に委任している場合もあります。

有害鳥獣駆除は、目的別に対処駆除と予察駆除に区分される。対処駆除とは、被害が起きた場合に被害の実態や捕獲内容の適正を申請に基づき、審査して許可を出す一般的な駆除であります。予察駆除とは、常時駆除を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ、被害の恐れがある場合に事前に計画を立てて一定数を捕獲する駆除であります。

有害鳥獣駆除を、市はどのように取り組んでいるかお尋ねいたします。

続きまして、道路についてお尋ねいたします。

道路とは一般交通の用に供する道。トンネル、橋等の構造物を含む道路は、その管理者の別により、道路法に基づいて高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道などの公道と私

道とに分別されます。愛西市には囲領道路があります。囲領道路とは道路に隣接する土地の所有者が提供した道路です。

私2011年にも質問させていただきました。現在の進捗状況を教えてください。

開発された住宅地域で、道路は狭隘で車の離合もままならない、そして消防自動車や救急車等が進入できないという道路が数多く残っているところでもあります。そしてまた、急激な高齢化の進展の中で、救急車等の進入できる道路幅員の拡幅というのが望まれるところですが、そこで建築行為等にかかわる後退用道路の用地の整備についてお伺いしたいと思います。

建築基準法では、法第42条第2項で、基準時において建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道路で、特定行政庁が指定したものについては、1.8メートル以上4メートル未満の道路については、セットバックの義務があります。

平成29年度に市はセットバック件数と寄附件数が何件あり、4メートル以下の市道はどれくらいあるのかをお伺いたします。

道路には私有地の道路がありますが、この道路に上下水道整備するのに、どのように行っているかお伺いたします。

大項目3つ目としまして、子は国の宝であり、子供の健全な育成や人格形成は、個人の幸せにつながるばかりではなく、日本の国の未来にかかわる重要なことだと考えております。

人間形成において、家庭教育は言うまでもなく大変重要であり、各家庭の責任ある対応が基本となります。親や保護者は子供たちにとって一番身近な大人であり、大人としての手本であるべきです。昔より親の背中を見て子は育つ。子は親の鏡と言ひ、子供を子育てするに当たり、常に子供の姿を通して、親や保護者自身の正すべき、直すべきところに気づき、自身の姿勢や考え方を正していくことからこそ、子供を通して親や保護者は人として成長し続け、またそういった姿勢を子供が見て育っていくことが最も大切なことだと感じています。

そして、社会生活において最低限のルールなども、家庭教育の中で教えていくべきしつけであります。このような親や保護者としてのあり方が、家庭教育で行うべきしつけについては、家の中の年配者や隣近所、要するに近所の方々の地域の方々が、従来、親や保護者に対し、アドバイスをしていましたが、近年は核家族化が進み、またさらに自治会や子供会の加入率の低下など、社会環境の変化により、親や保護者にアドバイスできる人生の先輩の存在が減っております。そのしわ寄せが学校現場に寄せられる家庭から理不尽な苦情などにつながっていると考えます。

そういった社会環境の変化から、家庭教育の重要性や親や保護者へのアドバイスができるような体制づくりを行う家庭教育支援事業のさらなる拡充が叫ばれております。

国では、平成18年に教育基本法が改正となり、第10条では家庭教育が定義づけられました。教育基本法第10条、父母その他の保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第2項には、国及び地方公共団地は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習

の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければなりませんとなっております。

また、社会教育法では、第3条第3項において、国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をすることともに、学校、家庭及び地域住民その他関係者相互間の連携及び協力の促進を資することとなるよう努めるものとする。そして、また第5条第7項には家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座開設及び集会、開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関することと定められておりますが、具体的な支援策が明確に示されないようなことから5項目について、今回お伺いさせていただきます。

1つ目としまして、市は家庭教育の重要性についての見解をお伺いします。

2つ目としまして、家庭教育に対する市の取り組みで、今までどのようなことに取り組んだかを伺います。

3つ目としまして、家庭教育に対して自治会、学校、行政とどのように連携を行っているかお尋ねいたします。

4つ目としまして、家庭教育に対する市としての今後の展開をお尋ねします。

最後に、市は家庭教育支援条例の制定の考えがないかお尋ねいたします。

以上の大項目3点について御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、まず遊休農地についてお答えをさせていただきます。

毎年1回、農地利用最適化推進委員と協力して、市内の全農地を対象に利用状況調査を行い、遊休農地を把握し、所有者に対しまして維持保全管理を行うよう指導しております。

次に、遊休農地が増加する要因でございますが、農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷による新規就農者の減少、農地を遠方の方が相続されるなど、さまざまな要因があると考えております。なお、農地で土地改良未整備地区の面積につきましては、およそ131ヘクタールでございます。

次に、農地中間管理機構の現状につきましては、市と農地中間管理機構の貸付実績につきましては、平成30年11月末時点で58.4ヘクタールとなっております。

次に、有害鳥獣の関係でございます。

農作物被害を減らすために、猟友会に捕獲業務を委託しており、半年ごとに予察捕獲、対象捕獲の許可を受け、駆除処分を行っております。予察捕獲として10月と3月には銃器を使用した鳥獣駆除、農産物被害のある農地に箱わなを仕掛け、捕獲後の処分等を行っております。

次に、圏領道路の関係でございます。

平成29年度末におきまして、215路線中、地権者の同意が得られた11路線が完了しております。

次に、セットバックの関係でございます。

平成29年度の件数としましては80件ございまして、そのうち寄附を受けたものが5件11筆でございます。

また、市道で幅員4メートル以下の延長ですが、市道の全延長としましては、993.35キロメートルでございます。そのうち43.152キロメートルが4メートル以下となっております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

私のほうからは、私有地の道路の場合、この道路に上下水道整備はどのように行っているかのお尋ねでございます。

上水道、下水道の整備につきましては、私有地道路の場合は、道路管理部局の土木課と協議しながら工事を進めてまいっております。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

家庭教育に関しまして、5点の質問についてお答えをさせていただきます。

1点目は市の考えについてでございます。

子供が好ましい生活習慣を身につけ、自立心を育み、心身の調和のとれた発達をするためには、保護者や家族による家庭教育が非常に重要だと考えております。

2点目は、市の取り組み状況です。

家庭教育の重要性への気づき、重要性を伝えるための家庭教育講演会を開催しております。

3点目、地域学校行政の連携でございます。

家庭教育講演会の開催を市PTA連絡協議会と共同開催をしております。また、家庭教育委託事業を小学校で、幼児期家庭教育委託事業を児童館などで実施し、親子の触れ合いや家庭教育に関する学習機会を提供しております。

4点目、今後の展望でございます。

今後も引き続き家庭教育の重要性を啓発していきたいと考えております。

最後に、家庭教育支援条例の制定の考えでございますが、条例の制定については今のところ考えはおりません。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

順次、再質問に入らせていただきます。

皆さん御存じのように、愛西市、車で走っておりますと、昔の風景と全然違う、やっぱりヨシ原とか、農地の管理がされていないという現状でございます。

済みません、写真のほうよろしくお願ひします。

これは、ある場所で隣接している家の横に、このようなヨシ原、次お願ひします。

これも、隣接しておる広大な土地のところにヨシ原、次お願ひします。

これもちょっと遠くからですが、相当なヨシ原が現状愛西市内にあるわけですが、失礼ですけど、このような写真を見られて、市はどのようにお考えなのか、その対策等も伺いたいと思ひますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

その前に、先ほど答弁した内容をちょっと訂正をさせていただきます。

4メートル道路の関係につきましては、私431.52キロという答えのところを、43.152キロと  
いうことを申し上げましたので、訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

それで、今の御質問でございますが、利用状況調査や隣地の農業者等からの相談により草生  
え状態になっている農地の相談を受けた場合は、農地を確認し、所有者に適正管理していただ  
くよう指導をしております。

また、土地改良等未整備地区では、道路がない、うまく排水ができないという地域もあり、  
耕作者も苦慮している状況でございます。

○14番（山岡幹雄君）

実際、こういう農地が点々とあるわけですが、現状、11月9日火災予防週間で、消防署の署  
員がこういうのを巡回して土地の所有者に指導はしてみえると思うんですが、ここ私の近所で  
草生えになっておるところに、なぜか草が燃えておって緊急出動された経緯もあります。これ  
は誰がどういうふうが悪いかというと、土地の所有者が管理がされていないのが一番問題かと  
思うんですが、実際1つ問題があるのは、こういう土地かどうかわかりませんが、土地の所有  
者が死亡により相続未登記、また不在地主、相続をされてその土地の管理をされない、また財  
産放棄の農地があるか伺います。あればこういうものに対して、どのように市は対応されてい  
るかお伺いをします。

○産業建設部長（恒川美広君）

さきに施行されました改正農業経営基盤強化促進法により、水利費や固定資産税を負担する  
などして、未登記農地を事実上管理している相続人の意向により簡易的な手続で農地を賃借で  
きる制度が新設されました。また、所有者が不明な農地につきましても、今回の改正で、探索  
範囲が明確化され、登記名義人の配偶者と子供までとされました。今後はこうした制度を活用  
しながら、農業委員会の事務を進めてまいりたいと考えております。

新しい制度のため、まだ具体的なものが示されていない状況でございますが、活用できるよ  
う情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○14番（山岡幹雄君）

いろいろ国のほうも改善されて、今、中間管理機構なり農地バンクとの改正案もいろいろ安  
倍首相によって今検討しつつあります。片山さつき大臣がそうした関係も検討しておるとい  
うことで、報道にもございます。

それで、ひとつの御提案ですが、甲賀市農業委員会が実施をしております。これは農家の  
方々にアンケートを、今どういう状況なのかということとちょっとお願いします。ちょっと見  
にくいんですが、実際、甲賀市がアンケートをされました。その御紹介をさせていただきます。

この甲賀市のアンケートの結果、農業者の年齢について。

農業経営者は70歳以上と60歳代が全体の3分の2を占めておって、今後この市において農業  
経営者の高齢化が予想されます。

次に、後継者について。

後継者がいないが半数以上であります。同居及び将来にこちらのほうに戻ってくると回答された中には、将来はわからない、後継者確認していないと記載があり、今後も農業後継不足が予想されます。

3つ目としまして、今後、農業経営について規模縮小、離農がこの市では44%されると。現状維持が今の段階で53%あり、体が動く限り農業をやるという回答、規模縮小または離農の7割の農業者は、農地の貸し付けや農作業委託を希望され、土地持ち非農家が増加することと予想されてみえます。このようなアンケート調査により、愛西市の農家の営農状況や、今後10年後の農業経営の意向、農地利用最適化、担い手へ農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農との促進等に関する意見を把握するために調査を実施し、今後、農業振興及び農地利用最適化推進施策等に反映するアンケート調査の考えはないかお伺いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

遊休農地の発生防止のため、農地パトロールや利用意向調査を行っている中で、市内の担い手でも農地の借り受け希望のアンケートを行い、農地の状況把握に努めておりますが、このような他市の事例も参考にしながら、農地の最適化に努めてまいりたいと考えております。

#### ○14番（山岡幹雄君）

愛西市は合併して14年となるわけですが、その地区地区によってはいろいろな御事情もあるかと思えます。以前空き家対策もしかりですが、今回農地、これが1つの財産であるんですが、先ほど言った土地持ち非農家、これ重大な問題になるわけです。

そこで、やはりある程度の10年、20年後愛西市はどういうふうになるか、その農業に対して進まれるか、現状は相当厳しくなっております。

それで、愛西市しかできないいろんな産業が、農業に対する産業があるわけですが、それらを見出して、やっぱり活用していただきたいと思えます。それで、そういう農地を非農家の方々が、個人が農業に参入したいという場合、そういう要件を伺いたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

農業を個人が始める場合でございますが、農地法では最低50アールの農地を借りるか取得する必要があります。

他の事例では、農業経営基盤強化促進法の利用権を活用して、就農希望者が農業の専門教育を一定期間受講することを条件に、下限面積以下でも就農を可能にしている市もございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

先ほど部長の答弁されました5,000平米の経営面積がないと農業はできないわけです。

それで、先ほど御答弁がありました基盤強化法の利用権によって、一定の期間、農協さんをお願いして、研修をやっていただいて、1年間受講されて卒業されたら、そこで500平米、1,000平米、そういう土地を借りて耕作ができる。高齢者の健康管理とか、いろんな形でやっぱり毎日外へ出られて、そういう農作物の作業をする、これは健康にもいいと思うんですけど、

実際、愛西市も今後そういうことができないかお伺いたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

他市の事例も参考にして、勉強してまいりたいと考えております。

○14番（山岡幹雄君）

失礼ですけど、勉強しても前に進まなければ成果はありませんので、ぜひとも御検討をしていただいて、実際そういう定年退職されて、御自宅でいろいろやってみえる方がお見えになると思うんですが、やはりそういうのに魅力を感じて、ぜひとも実施のほうをお願いいたします。

次に、農地の土地改良未整備面積が、びっくりしたのは、まだ131ヘクタールがあると。それで、実際、土地改良をしないというのは、自分の土地がどこにあるかということで、親からわかっておるんですが、その土地へ行くのに隣地の方の農地を横断してそこまでどり着く。それで、後継者の人がこんなようなところに土地があるだろうということで、先ほど写真で見ただけだと思っただけなんです、ほとんどがヨシ原になっておると、どこが誰の土地だというのが一切わからんわけですわ。そんなようなことで、その土地改良未整備地区の所有者と協議されたか、今後の計画を伺います。

○産業建設部長（恒川美広君）

未整備地区の所有者との協議は行っておりません。また、今後の計画ですが、現在のところ区画整理等の整備計画はございません。関係地権者からの御相談があれば、土地改良区と協議し、検討してまいりたいと考えております。

○14番（山岡幹雄君）

お考えがないということですが、今後そういう未整備の土地改良の土地について、いろいろな問題があると思います。その問題を解決するというのは、やはり行政の指導に基づいてやっていただきたいと思っただけなんです。やはり、その高齢者の方が亡くなって、後継者が農業を継がないとなると、もうその後その子供さんが継がないということになると、相当荒れ地になりますので、何か御指導のほうをよろしくお願いします。

それで、平成29年2月に農林水産省土地改良区制度の見直しに、農地中間管理機構が借りた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備が実施できる制度を創設されるので、ぜひともこの131ヘクタールの整備をお願いいたします。

次に、有害鳥獣駆除について御質問いたします。

先日、名古屋市内に2匹のアライグマが出没しまして、テレビのニュースになっておりました。市内でもアライグマ、タヌキ、ヌートリアがいっぱいお見えになります。私の近隣のところに、僕もびっくりしたんですが、昼間5匹のタヌキが平然と隣の道路を歩いておりました。写真を撮ろうかなと思ったら、ちょっと写真を撮り損ねたんですが、道路にもタヌキの失礼ですけど、ひかれた跡、最近、失礼ですが、猫等が多いかなと思ったら、やはりそういうタヌキが結構ひかれてみえます。

それで伺いたいのは、この動物が、小さい子供さん、特にアライグマは凶暴です。人に危害

を加えたとき、市はどのように対応されるかお伺いをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

野生の動物の関係につきましては、危険な場合は警察の対応になるかと思えます。市でも関係課で連携して対応することになると考えております。

○14番（山岡幹雄君）

今、対応されるということでございますが、これは1966年にアライグマが1つの動物園から10匹ぐらいかな、ちょっと何かの関係で逃げたと。その後、数年後、アライグマブームといって、皆さんがペットとして飼われた。それを御存じのように、親になると狂暴になるもんですから、外へ出され、また皆さん御存じのように、ラスカル、漫画ですね。僕どういう漫画かちょっと忘れましたが、ちょっと有名な、そういうアライグマがかわいいと。万が一子供さんたちが、やはり通学路にそういうアライグマがおって、さわったりかまれたりしたときに、一つ困るのは、これは全然関係ないんですが、豚コレラ、これ岐阜のほうで、今はやっております。それで、万が一この近隣もそういう水路等で死骸があったとき、いち早く啓発、特に子供さんはそういうものにさわらないように啓発のほうをよろしく願いいたします。

次は、狹隘道路についてちょっと質問させていただきます。

現在、津島市、弥富市に狹隘道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱が定められておりますが、市は要綱を定めるお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

現時点で、狹隘道路の整備に関する要綱を定める考えはありませんので、よろしく願いいたします。

○14番（山岡幹雄君）

定めるお考えはないという御回答ですが、実際、建築物を建てるのに、先ほど相当な面積、セットバック、狹隘道路がたくさんあると。セットバックというのは、建築基準法、何らかの形で建物を建てるのに、前に道路が必要ということで、そこに道路が、センターから2メートルないと、自分の用地を提供しますので、セットバックの申請をして家を建てると。それが、お亡くなりになられると、後継者がまさかそういう道路ではないかということで、また後でも言うんですが、いろんな問題が出てくると思えます。

それで、これ津島市と弥富市が国の補助を使って、今要綱で対処しておるわけですが、この要綱をお願いするのは、市内各所に点在する狹隘道路は、日常生活のみならず、緊急時の消火活動、救急活動における緊急車両の通行や災害の避難路の確保が困難になるなど支障を来します。こうした狹隘道路の解消に向けて、安全快適な道路空間を確保するために、この要綱を定めていただいて、啓発していただいて、お一人でも市に提供していただくよう要望いたします。

次に、囲領道路、セットバック道路、私有地道路の相続されていない土地の扱いはどのようになっているかお伺いをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

囲領道路セットバック部分、あと、私有地道路の関係につきましては、個人の土地になって



おりますので、相続の手続については個人での対応と考えております。

#### ○14番（山岡幹雄君）

市のほうは、そういうふうには把握をしてみえる。土地の所有者、小さいころから生活道路として、毎日その道路を通学、会社へ通勤、その道路を使っておるわけですが、まさかこの道路が私有地ということですね。これは実際合併していろいろな補助もありましたが、それがその補助がなくなり、あとはその地域で、1路線で皆さんが賛同されれば市のほうは対処すると。それが仮に10年、20年、30年続くと、またその土地の人がお亡くなりになり、後継者の方がそういう現状を知らず、そのままの状況になっておると。それをやはり総代会が年1度ございませぬので、そのときに啓発、また地域で土地を出して市のほうにそういう舗装道路、これは昭和40年後半のときから始まっております。そういうことで、実際、何らかの啓発を各町内にしてください。そうでないと、実際、町内の役員さんも1年ずつかわりますので、まさかという方も見えます。また、先日、市のほうにお伺いしましたら、そういう土地はわかっておりますと。ただその辺のことを町内にきちんと、こういう状況ですよということの啓発をよろしく願います。

それで、1つ伺いたいのは、その囲領道路、セットバック道路、私有地道路、そこの官民界の境界はどのようになっているか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

官民の関係でございますが、囲領道路部分につきましては、現況が道路であり、市が道路として管理をしております。セットバック部分、私有地道路につきましては、所有者の管理となっております。

また、官民境界が不明の場合は、境界立ち会いで、官民境界を定めております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

部長の御答弁、そのように官民境界はそういうふうだということですが、実際、今回私御質問させていただいたのは、ある市民の方が下水道工事をされておるということで、ある日突然、お宅はちょっと1年待ってくださいと。接続工事ができない。本人さんからちょっと私のほうに御連絡いただきまして、どうしてだろうと。で、問いただしましたら、その道路が私有地で、まだ相続もされていない。承諾も得られないということで、本人もまさかその生活道路が私有地だと。ただ、その道路が相続されていないことも御存じない。ただ本人は周りの方から、なぜあそこの家は下水道を整備されていないんだと。しないんだと、拒否しておるといふふうに思われると。やはりそういう状況は、本人と市側はわかっておるんですが、第三者の方から見ると、そういう状況は把握できないわけです。ですから、これもう一つ水道の関係もそうです。ある方から、水道メーターの上水道のバルブがあるんですが、そのバルブが漏水で水が漏れておったと。この漏水は、その宅地の所有者が漏水したからお宅で負担してくださいと。条例を見ると、官民界でそういう水道の条例で、メーター器は敷地にあるものですから、そこはお宅の管理ですと。ですから漏水の費用はお宅で払ってくださいと。これはちょっと先ほど聞

いたら、協議する。じゃあ私有地があるから官民界はどうだと。こういうものを、やはり市のほうもいろいろ他の部署と協議していただいて、実際どういう方向性を持っていったらいいかと、職員さんにもそういう道路があるということも知らない部署もございますので、やはりそういうのを引き続き引き継ぎしていただいて、そういう課題があるということで解決してください。

次に、家庭教育について再質問させていただきます。

家庭の愛情機能崩壊の危機、写真のほうをお願いします。

皆さん御存じのように、今、日本の全国で家庭の愛情機能が崩壊の危機にあります。次世代を担う子供たちがすごく危ないと。

全国で児童虐待数、相談件数が2014年で8万9,000件があったそうです。被虐待児は脳が変形しちゃうということと、幼児期に虐待を受け、人間らしい共感する脳の部分が萎縮しちゃうということだそうです。

それで、家庭は子供の心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の原点であります。家庭教育は、保護者と子供の愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて養われていた。特に乳幼児時期から思春期にかけての家庭教育における保護者の役割は、社会とのかかわり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えますことから、極めて重要であります。

これまでも本市では、愛西市家庭教育推進連絡協議会を立ち上げ、それぞれの地域で家庭と地域社会等が一体となって子供の育ちを支えてきました。しかしながら、近年では家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子供の増加等、さまざまな問題を抱える家庭がふえております。

また、子供の成長に不可欠な体験量において、経済的な格差等による影響も懸念されております。このようなことから、市長でも教育長でも結構でございますが、この家庭教育のお考え等を再度お尋ねします。家庭教育支援条例の制定の考えはないかお伺いをいたします。

#### ○教育長（平尾 理君）

それでは、議員が御指摘のように、家庭教育というのはありとあらゆる教育の中で最も重要なものだと認識をしております。

改正後の教育基本法のほうにも、新たに保護者はこの教育について第一義的な責任を有するという旨が新たにうたわれております。また、昨今は都市化や核家族化による地域とのつながり、先ほど来議題になっておりますが、そういったつながりの希薄化や、子育て世代の親が身近な人から子育てを学ぶ機会が極めて減少しておるという現状。家庭教育を支える環境がまさに大きく変化をしておるということを思っております。

教育委員会としても、愛西市の家庭教育推進協議会、これからは家庭教育における具体的な施策の設定や、これらに対する指導及び助言をいただいております。

幼児を初めとする子供を持つ保護者、いわゆる子育て世代間の交流をやはり図っていくとい

うこと、これなどは本当に重要なことでありまして、今までもたくさん事業を展開しております。

また、子育て支援につきましては、教育委員会だけではこれはなせるものではないということをおもっております。

健康福祉部、子育て支援担当部、あるいはPTA関係、連絡協議会等を初め、関係諸機関とも連携して家庭教育の進展を図っていきたいということをおもっています。

今後さらに充実発展するよう、家庭教育推進協議会のあり方や位置づけ、これも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。家庭教育支援に関する条例については、部長が申し上げました今のところ制定は考えておりませんが、県あるいは国、そして既に設置しておる自治体、その動向を注視して、具体的な内容等も含めて、情報を十分収集していかなければならないとこのように考えております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御紹介をさせていただくんですが、愛知県内では豊橋が既に条例を定めております。お隣の県、静岡県が家庭教育支援条例を定められております。

御紹介させていただきますが、静岡県家庭教育支援条例がつけられた理由は何ですかということで、答えが近年、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子供など、さまざまな問題を抱える家庭がふえてきました。

静岡県では、有徳の人の育成に向けて、子供が基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身につけられるよう保護者はもとより、社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、より一層の支援をしていくことが求められております。これらのことから、子供たちが地球の宝として、社会全体から愛情を受け、健やかに成長を静岡は目指して条例を制定されました。

また、この条例で親としての学び、親になるための学びとはということがどういうことかということで、親としての学びとは、保護者が子供を発達段階に応じて、大切にしたいということが子供子育ての知識など、親として成長するために学ぶことを言います。親になるための学びとは、子供が将来親になるために必要となる保護者の役割、子育て、意義等について学ぶことを言います。こういうことがあれば虐待はないかと思えます。

最後にこの条例で、子供の基本的な生活習慣とはどんなことですか。早寝早起きをする、朝食を食べる、社会のルールでマナーを守る、挨拶をするなど、子供が生活の中で身につける習慣のことです。なお、保護者が行ういわゆるしつけは、この中に含まれております。ですから、こういう条例を制定して、愛西市民の子育ての方々に啓発をするというのも一つの方法だと思いますので、ぜひとも条例のほうの御検討をお願いして、私のきょうの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（鷲野聰明君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時25分といたします。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位 6 番の 5 番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○5 番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは災害時における避難について考えることと、公共の高齢者向けデイサービスセンターについて考えることをテーマに一般質問をさせていただきますと思います。

2018年の夏は、6月18日に発生した大阪府北部の震度6弱の地震、7月上旬には西日本の中国・四国地方を連日記録的な豪雨が襲い、洪水や土砂災害により約200人もの犠牲者を出した西日本豪雨、今回の豪雨では、危機意識の浸透や避難行動を起こすことの難しさが改めて浮き彫りになりました。そして、多くの住民が長い時間の避難生活を余儀なくされました。7月下旬には、台風第12号、8月上旬の台風第13号、8月下旬の台風20号、そして9月上旬の強力台風21号では、13人の死者、912人の負傷者が出ました。また、記録的な高潮による浸水や、激しい雨による土砂崩れなどを避けるため、各地で120万人以上が避難勧告を受けました。消防庁によりますと、3万人以上の人に、勧告より強いが強制ではない避難指示も出されました。さらには、その直後の9月6日未明に北海道胆振地方東部で発生した最大震度7の大きな地震では、山の斜面が崩れるなどして、ここでも多くの犠牲者が出るなど、次々と自然災害が発生しました。

天災は忘れたころにやってくるという言葉がありますが、ここ数年の自然災害や異常気象は、天災は忘れる間もなく起きることを物語っています。完全な防災は無理でも、少しでも犠牲者や被害を軽減する減災の観点から、身の回りの地域や国のレベルに至るまで、自然災害への備えを再認識、再確認することが喫緊の重要課題であります。ことしの夏ほど自然の猛威と防災の不備、不徹底を思い知らされた夏は、近年にはなかったのではないのでしょうか。

台風などの災害が迫っているとき、まだ被害に遭っていないのに自宅を出て避難するという決断には、大きな覚悟が必要です。200人を超える死者・行方不明者を出した今年の夏の西日本豪雨の教訓を生かすため、政府の中央防災会議の作業部会では、現在、水害や土砂災害に際し、住民が迅速な避難行動をとるため、必要な対策について検討を進めています。西日本豪雨では、気象の変化や避難の必要性に関するさまざまな情報が自治体などから発信されていましたが、それが必ずしも避難行動につながらず、甚大な被害をもたらしました。作業部会が11月27日に議論した報告書の素案には、とるべき対策の方向性とその理由が示されています。具体的には、浸水想定区域などを示したハザードマップに対する住民の理解が不十分であり、災害リスクに対する認識を深める必要があります。特別警報などの気象情報や、避難勧告・指示に対する住民の受けとめ方にばらつきがあり、わかりやすい情報提供に努めるべきといったもの

です。とりわけ注目したいのは、過去の経験をもとに災害の危険性を軽視することや、自分は大丈夫という思い込みも避難をおくらせた要因ではないかとの指摘です。NPO法人環境防災総合政策研究機構が西日本豪雨で被災した岡山、広島、愛媛の3県の住民を対象に実施した調査によれば、避難勧告が発令されても、災害の危険性がないところに住んでいるからの理由で避難行動をとらなかった人の割合が、高齢者ほど高いという結果でした。経験や思い込みで判断することの危うさをどう理解してもらうか、この点について報告書素案では、避難行動の原則を個人単位で確認することが重要としています。例えば、マイタイムラインは、災害に備えて避難するまでの取り組みを時系列にまとめておくもので、作成作業を通じて避難意識を高める効果も期待できます。近年の災害は、頻発・激甚化しています。ためらいが逃げおくれにつながらないよう、手だてを尽くしていかなければなりません。

そこで、今回は避難のことについて、もう一度認識を深めてみたいと思います。

まずは、災害の発生が差し迫り、避難が必要になった場合には、市長から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令されますが、どういった状況の際に発令されるのでしょうか。また避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の違いは何ですか、お尋ねをいたします。

避難先には、緊急的に安全を確保するための指定緊急避難場所と、しばらくの間避難生活を送る指定避難所がありますが、愛西市の指定緊急避難所と指定避難所には、どういった場所や施設があるのか、お尋ねいたします。

災害時に、一般の指定避難所では、避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など災害時に援助が必要な人たち（要支援者）に配慮した避難施設を福祉避難所と言いますが、愛西市には、現在どういった施設が幾つありますか。災害時の要支援者は、直接福祉避難所へ避難はできますか。要支援者はどのように把握していますか。優先順位の基準は決まっていますか。どのような手順で福祉避難所へ避難させるのですか。以上、6点をお伺いいたします。

指定緊急避難場所には、民間の建物や施設と協定している場所がありますが、現在、民間と協定を結んでいる建物や施設はどこにありますか。また指定緊急避難場所が一目でわかる表示看板を表示している自治体がふえていますか、愛西市にはあるのかお尋ねをいたします。

自主避難所とは、災害対策基本法に基づき、防災計画に定める避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を行う際に開設される指定避難所とは異なり、台風が上陸・接近する恐れがある場合、または長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、市民の皆さんの問い合わせ状況を考慮した上、事前の避難を希望される方を対象に一時的に開設されるものでありますが、愛西市の自主避難所はどこにあるのか、お尋ねいたします。

次に、公共の高齢者向けデイサービスセンターについて考えることについてお伺いいたします。

本市の総人口に占める高齢者の割合は、30%を超えており、今後はさらに高齢者が増加することが見込まれています。このような高齢化が進展する中で、本市においても在宅高齢者施策の重要性はますます高くなっているところであります。

長寿大国である日本には、高齢者のいる世帯が多くあります。その中には、介護の必要性がある高齢者のいる家族も多く、つききりで介護しなくてはならない世帯も少なくありません。私の知人にも、日中は仕事があるので、高齢者である親を家に残して外出せざるを得ない状況のため、家にいる親が心配だと言っていました。また、来る日も来る日も親の介護につききりで自分の時間が持てないことに悩みを抱えている家庭も少なくありません。このような高齢者のいる家庭にとって、デイサービスは大変重要な役割を果たしています。

一般的にデイサービスは、利用する高齢者が介護施設等に日帰りで通い、食事や入浴など日常的な生活の支援や生活機能訓練、口腔機能訓練が受けられるサービスです。ほとんどの施設では送迎が行われており、サービスを利用する上で家族に負担がかからないような配慮がなされています。生活機能訓練や口腔機能訓練だけではなく、健康チェックなども行っているため、健康維持や向上にも役立ちますし、心身の健康維持や向上を図れる点もデイサービスの魅力の一つであります。家族の側から見ると、デイサービスを利用されることで、家族は日中の介護から解放されるため、介護にかかる身体的、精神的負担を減らす効果があります。自分の時間が確保できることから、心にも余裕ができ、介護ノイローゼなどの予防にも期待ができます。また、自宅の浴室は段差が多く滑りやすいため、安心して入浴できないという高齢者も多くいます。一般家庭のお風呂の大きさは限られていますし、要介護の方が入浴するには使い勝手がよくありませんが、デイサービスであれば介護スタッフによる入浴サービスが提供されているため、安心して入浴することができます。このように、デイサービスは高齢者のいる家庭だけでなく、高齢者本人にとっても有用であり、さまざまな利点があると考えます。

愛西市では、本年3月に第7期愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画が定められましたが、愛西市にある高齢者向けデイサービス事業所は幾つあるのか、また通所者数、通所している方の要介護度など、どのような状態の方が、どのようなサービスが受けられるのか、お尋ねをいたします。

以上で私の一括質問を終わり、順次再質問をさせていただきます。それぞれ御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは私からは、災害時における避難に関し、市民協働部所管の部分について御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の発令の目安でございます。発令の目安は、日光川の水位を例に風水害の場合について御説明をさせていただきます。

避難準備・高齢者等避難開始につきましては、高齢者等、避難に時間を要する方の避難開始が必要な時点で発令をいたします。日光川の古瀬水位観測所の水位が1.3メートルに達し、今後も水位が上昇する場合があります。

次に避難勧告であります。日光川水位が1.9メートルに達し、氾濫の可能性が高まった状況で発令をいたします。一般の住民の方も非難が必要な段階でございます。

最後に、避難指示につきましては、日光川の堤防において、越水・決壊等、河川が氾濫した

ときに発令をいたします。

続きまして、避難場所の関係でございます。

指定緊急避難場所は、災害から命を守るために一時的に避難する施設または場所で、市内に62カ所指定しており、民間施設を含みます。また指定避難所につきましては、長期にわたって避難生活をする施設で、市内に47カ所あり、主に学校やコミュニティー施設を指定しております。

続きまして、民間と協定を締結している建物や施設に関してでございます。

協定を締結している具体的な施設を申し上げますと、ヨシヅヤ平和店、布目電気株式会社佐織工場、株式会社名古屋光商事、愛西ガーデン、ヨシヅヤ佐屋店、佐川急便株式会社佐屋営業所、ひまわり会館、メドライン・ロジスティクス・ジャパン合同会社愛西物流センター、株式会社テクノ豊栄本社ビル、あいち海部農協の北部営農センター及び市内の7支店とそれぞれ締結をしております。今後、新規に締結したものにつきましては、広報、ホームページ等を通じ、随時お知らせをさせていただきます。

続きまして、表示看板の関係でございます。

避難する場合におきましては、それを示す看板を入り口近くのわかりやすい場所に設置をしてございます。

愛西市の自主避難場所についてでございますが、自主避難者受け入れ施設につきましては、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織支所で行っています。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から福祉避難所について6点お尋ねいただきました、順次お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。どういった施設があるのかという御質問です。民間施設等で協定を締結している施設は、高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、その他となっております。

2点目でございます。幾つあるかの御質問でございますが、福祉避難所として31カ所ございます。その内訳として、高齢者施設16カ所、障害者施設8カ所、児童福祉施設5カ所、その他2カ所となっております。

3点目でございます。直接福祉避難所へ避難できるかという御質問でございます。まずは、指定避難所へ避難して聞き取りをいたします。その上で、生活に支障を来すため何らかの特別の支援が必要な方については、福祉避難所へ避難をしていただくことになります。

4点目でございます。必要な対象者ということでございますが、高齢者、障害者については健康福祉部局で収集した情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成しております。対象者は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護3以上、身体障害者1・2級、療育手帳A判定、精神障害者1級、難病患者のいずれも在宅の方の名簿を作成しております。

5点目でございます。優先順位の基準ということでございますが、特に基準は設けておりませんが、指定避難所における障害者や高齢者等、要支援者からの身体の状況を聞き取りした上

で、指定避難所において生活に支障を来す方を優先して移動をさせていただきます。

次に6点目ですけれども、どのような手順という御質問でございます。指定避難所からの移動は、家族でできる場合は家族の方でお願いをしたいと思います。身体の状態に応じては、福祉避難所等で所有する福祉車両やボランティア、住民の協力を得て、その方の状況に合った移動方法を考えていく必要があると考えております。

続きまして、高齢者向けデイサービスのお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、高齢者向けデイサービス事業所は幾つあるかの御質問でございます。通所介護事業所（デイサービス）の数について、現在、愛西市内には直営の通所介護事業所が2事業所あり、それ以外に民間の事業所として、県指定の通所介護事業所が13事業所、市指定の地域密着型通所介護事業所が5事業所、総合事業としての通所介護相当サービス事業所が17事業所、通所型サービスA事業所が10事業所ございます。

続きまして、通所者の人数でございますが、平成30年9月の実績でございますが、1カ月当たり568人のデイサービスの利用がございます。

続きまして、要介護度はという御質問でございます。要支援1・2と、要介護1から5までの方が御利用されております。それ以外に、基本チェックリストで該当になった事業対象者の方も御利用をされております。

続きまして、どのような介護サービスを受けることができるかという御質問でございます。入浴や排せつ、食事等の介助が必要な方や、リクリエーションなどの活動を通じて心身機能の維持を行う方、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために御利用されている方など、さまざまな状態の方が御利用をされております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

市内の需要を満たすだけの民間デイサービス事業所が整備されているという実態が確認できました。それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令の目安を日光川の水位を例に、避難準備・高齢者等避難開始は高齢者等避難に時間を要する方の避難開始が必要な時点で発令し、日光川の古瀬水位観測所水位が1.3メートルに達し、今後も水位が上昇する場合に発令。避難勧告は、日光川水位が1.9メートルに達し、氾濫の可能性が高まった状況で発令、一般の住民の方も避難が必要な段階になります。最後に避難指示については、日光川の堤防から越水・決壊等、河川が氾濫したときに発令されるとのことでした。

では、再質問させていただきます。

では、この発令は、どのような方法で市民の方に発信されるのかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

市民の方にお知らせする方法といたしましては、防災無線放送、防災メール、市のホームページ、ケーブルテレビの文字放送による防災情報 ―― いわゆるL字放送でございます ――



コミュニティーFM、広報車等の各種情報手段を使い、防災情報をお伝えいたします。以上です。

○5番（高松幸雄君）

この件につきましては、午前中に馬淵議員からも質問がありましたけれども、市民の方から大変誤解が多いので、もう一度確認をいたしたいと思います。

防災無線に関してですけれども、やはり市民の方から家で窓を閉めた状態だと防災無線が聞き取りづらいとの意見がありますけど、もう一度その点の確認を、どう考えるかお伺いします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

防災無線に関しましては、うるさいといった意見が多くあったこともあり、現在は中音量で放送をしていますが、災害時の避難勧告などの緊急を要する防災情報は最大音量で放送をいたします。また聞こえにくい場合や、聞き漏らした場合には、無線放送を再度聞くことができる自動録音応答装置（26-0202）で確認もできる場所でもあります。また防災メールを登録していただくことにより、無線放送で放送された内容を確認することができます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

無線放送に関しては、やはりスピーカーの近くに住んでいる人からは、訓練時うるさいという意見もあったり、中音量の放送をしているけれども、災害時の避難勧告などの緊急を要する防災情報は最大音量で放送するということでした。この辺が、やはりどうしても市民の方にわかってもらえないことが多いと感じます。

ですので、先ほどありました無線放送を再度聞くことができる電話番号の26-0202が、できるだけ皆さんに浸透すれば、外からある程度、何か言ってるかはわからないんだけど聞こえてくるんですよ、私もそうなんですけど。ですので、そのときに、じゃあ26-0202へ電話してみようというふうな、そういうことが皆さん市民の方に周知できればいいなというふうに思っています。

防災メールの登録も、私もしているんですけども、そちらからも確認できるということで、できるだけ多くの人に、やはり防災メールの登録をしていただきたいなというふうに思います。

では、災害情報が発令された場合は、どういった行動をとればいいのかということについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

避難準備・高齢者等避難開始発令時には、避難行動要支援者——要介護高齢者、障害者、外国人等を指しますが——こちらの方々は開設している最寄りの避難場所への避難行動を開始します。それ以外の方は、避難の準備をお願いする段階でございます。

避難勧告発令時には、通常の避難行動ができる方は最寄りの避難場所への避難行動開始をお願いいたします。

避難指示発令時には、避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了いたします。まだ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るか、その余裕がない場合は2

階・3階の高所へ避難するなど、生命を守る最低限の行動をとっていただくこととなります。  
以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

よくわかりました。

では、いつの段階で避難したらいいのかということについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

個人や家族の状況にもよりますが、避難行動要支援者は避難準備・高齢者等避難開始発令時に避難していただき、それ以外の方につきましては、避難勧告発令時点では避難の開始が望ましいと考えます。

例えば、お子さんがまだ帰ってきていないなど家族の所在確認ができない場合もあろうかと思えます。家族全員の安否を確認してから避難する場合も考えられます。このように時間的な余裕がない場合には、2階や近所の高所避難など緊急的な避難をお願いしたいと考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

それでは、次は自主避難所について何点かお伺いしたいと思います。

自主避難者受け入れ施設は、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織支所にあるとのことでしたけれども、自主避難所の開設と閉設は、誰がいつ決定するのかお伺いいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

自主避難者受け入れ施設の開設につきましては、今後の状況を想定し、部長以上の幹部で構成する幹部会を事前に開催し、開設を早目に決定しています。以上です。

○5番（高松幸雄君）

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、最近の台風等で自主避難する人が大変にふえてきております。その中で、自主避難ということについて、しっかりと今回は学んでいきたいと思うんですけれども、自主避難には入所の時刻に制限があるというふうに聞いておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

受け入れにつきましては、避難者の安全を考慮し、災害のひどくなる前に早目の避難とさせていただきます。このため、台風時等は前日からの開催のお知らせを行うなど、早期の避難を呼びかけているところでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

自主避難に時間制限があるということ、私もちょっと知らなかったものですから、これは結局、夜おそくなると危険だということで、その時間までに制限していると。それ以降はもう出てこないでくださいよという解釈でよかったですでしょうか。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

自主避難される方は高齢者が多く、避難に時間がかかると考えております。したがって、早目の避難と、安全な時間帯での避難に配慮した時間設定でございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

わかりました。

では、今回ちょっと、このところが一番私がどうかなと思ったところなんですけれども、自主避難、今回台風24号については、深夜3時ぐらいに解除されました。自主避難所の避難解除後はどうなるのかお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

気象警報等が解除されますと、自主避難者受け入れ施設を閉鎖します。避難者の方には、施設の閉鎖に合わせ帰宅をお願いしているところでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

それでは、最近の台風によつての自主避難者の状況を教えてください。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

本年度の実績でございます。

7月30日の台風12号の際には、避難者26人。内訳でございますが、文化会館18人、八開支所3人、佐織支所5人で行きました。9月4日の台風21号の際には、避難者40人。内訳でございます。文化会館30人、立田支所1人、八開支所2人、佐織支所5人、永和地区防災コミュニティセンター2人でございます。9月30日の台風24号の際には、107人。内訳は、文化会館57人、立田支所6人、八開支所6人、佐織支所21人、永和地区防災コミュニティセンター17人となっております。いずれもピーク時の人数でございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

私もいつも自主避難ができるようになったときは、ちょっとどういった状況なのかはいつも確認をしているんですけれども、この最初るときですけれども、この12号のとき、まだ26人でした。文化会館も、いつも私が行くと1階の和室とかを開放していただいている、数人がそこにいる状況でしたけれども、台風21号、そして24号と、この24号ではもう107人という人数になっております。そういったことを考えても、自主避難ということが、やはり市民の方が一番ちょっと最近非常に気にしているところじゃないかというふうに感じております。

この点で、高齢者のひとり暮らしの方や高齢者の夫婦の方が不安を感じて避難される方がふえているように思います。自主避難は定着したというふうには思いますか、お尋ねします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

近年、メディアの呼びかけもございまして、浸透してきているものと考えています。以上です。

○5番（高松幸雄君）

最近、本当にメディア、テレビ等で過剰なぐらいそういった話が出ているので、そういった意味で、やっとなんかそういう自主避難ということも浸透してきたんじゃないかというふうには思いますけれども、この自主避難に関して注意すること等はありますか。お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

自主避難受け入れ施設には、食料や飲料水、毛布等は用意してございませんので、各個人での準備をお願いしております。なお、ペット同行での自主避難はお断りしております。また、自主避難受け入れ施設閉鎖時には帰宅をお願いいたしておりますので、自宅までの安全な帰宅手段を確保して避難をお願いいたします。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ちょっとこのところが、私の一番の言いたいところだったんですけども、わからないことはわからない人が多いんで、自主避難するときに、食料とか、避難勧告と勘違いされている方が多くて、食料や食材とか飲料水とか毛布等は行けばあるというふうに思っている方がいらっしゃるんです。ですので、この自主避難についてはないということですね。またペット同行では自主避難ができないということは、今回また市民の方に周知していきたいなというふうに思っております。

先ほどの「閉鎖時には帰宅をお願いしております。自宅まで安全な帰宅手段を確保して避難をお願いいたします」ということがありますけれども、ここで私が思ったんですけども、先ほどの深夜3時の解除となったときに、自主避難の人が高齢者の夫婦とか一人の方が多いというお話をさせていただいたんですけども、まだこの時期ですので、外が真っ暗なんですね。それで、やはり解除されたら速やかに帰ってくださいということだったんですけども、ここんところを、明るくなるまで何とか延長をすることはできなかったでしょうか。帰宅の際に、けがをしてしまったら、何の意味もないなと思うんですけど、そのところはどういうふうに考えられたか、見解をお伺いいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

あくまで自主避難の受け入れでありますので、警報の解除に伴い、自主避難受け入れ施設を閉鎖する旨を事前に伝え、自主避難者の了解のもと行っているものでございます。

しかしながら、議員の御指摘のとおり夜間の移動につきましては、帰宅者の安全確保に対して心配しているのも事実であります。

近隣市におきましても、自主避難受け入れ施設の開設に当たっては、さまざまな課題や問題もあり、それぞれ苦慮している状況でございます。

本市におきましても、解決すべき課題であると認識はしております。今後の自主避難受け入れ施設のあり方について、検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

本当に自主避難者、高齢者の方が多いですので、本当に安全確保のためですので、何とか御検討よろしくをお願いいたします。

では次に、障害者の避難方法についてお尋ねいたします。

障害者の避難方法については、家族や親族の方と一緒に避難を行っていくことは基本だと考えておりますけど、家族の協力が得られない場合には、地元の自主防災会の方に連絡などして

避難してくださいというふうにあります。この点については、これで間違いなかったでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

家族や親族方と御一緒に自主避難を行っていただくことが基本であると考えておりますが、家族の方に協力を得られない場合には、地元の自主防災会に事前をお願いをするなどして避難をしていただきたいと思いますと考えております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

高齢者の障害者の方などは、やはりこういったことが非常に心配であるということをよく聞きますので、また地元の自主防災会のほうと連携をうまくやっていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、障害者の方が自主避難した際の安全確保の配慮についてをお尋ねいたしたいと思っております。

例えば、自主避難所における段差解消のためのスロープなんかはあるのでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

自主避難受け入れ施設として開設している施設は、市所有の公共施設でございます。したがって、スロープ等の設備は整備されておりますが、福祉避難所等と違い、一時的な自主避難者の受け入れ施設でございますので、十分な設備はございません。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

この件に関しても、障害者の方からの相談があったんですけども、多分自主避難と避難勧告と勘違いされているんだと思うんですけど、避難勧告だと学校等に避難するわけなんですけれども、自主避難は文化会館とかですので、当然スロープがあるということで確認をさせていただきました。

それでは次に、佐屋と佐織で老人福祉センターに付設している公設民営で事業実施している2つのデイサービスについて質問をさせていただきます。

老人福祉センターと同様、愛西市では指定管理者制度を活用し事業を行っているところですが、本年3月に市が策定した第2次愛西市行政改革大綱の中では、デイサービスセンターは公の施設としては廃止の方向で検討する旨の記載があります。そこで、公設で事業実施している2カ所のデイサービスセンターは、来年度をもって5カ年の指定管理期間が終了いたしますけれども、現在の利用状況についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

平成30年9月の実績でございますが、佐屋デイサービスセンターは70人、佐織デイサービスセンターは26人御利用いただいております。1日当たりの平均利用者は、佐屋デイサービスセンターは定員40人に対し25.95人、佐織デイサービスセンターにつきましては定員23人に対し17.88人となっております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

では、2つのデイサービスセンターは、愛西市合併前から存在していたのかどうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

合併前に開設されております。

佐屋デイサービスセンターは平成9年、佐織デイサービスセンターは平成5年の開設でございます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

それでは、なぜ公の施設として運営をされてきたのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

開設当初は、介護保険法施行前で、市町村、社会福祉法人以外の民間の事業者の参入がなく、不足しているサービスを補うため開設されたものでございます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

ということは、合併前はまだデイサービス等が民間では不足していたということで、公共の施設で運営されていたということだと思いますけれども、では、この2つのデイサービスセンターの今後についてはどのように考えているか、お尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

民間の事業所のみでも十分なサービス提供体制が整っており、民業圧迫や市にとって維持経費がかかることもあり、現在の指定管理期間が終了する平成32年3月をもって終了を検討しております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

デイサービス事業については、介護保険制度の施行により、市内外にも多くの民間の同様な福祉関係事業者の参入もあって、公立のデイサービスセンター事業のあり方が大きく変容していることがわかりました。

民間事業所が充実して、愛西市みずからが実施しなくても十分にサービスが提供される事業であれば、厳しい財政状況におかれている愛西市が、そのサービスから撤退することは理解できないこともありません。しかしながら、万が一の事態に対応するセーフティーネットとしての位置づけを考えた場合、全ての市設置施設を廃止してしまうことは、私は少し不安を抱きます。また、市が設置している施設を廃止することで、市民の方から高齢者福祉が後退したというふうに思われてしまうのではないかという懸念もあります。

そこで、現在、該当するデイサービスセンターの公の施設として廃止する場合、現在の利用者にはどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

利用者の方には、廃止の旨を周知するとともに、今後の利用サービスにつきましては担当ケアマネジャーを通じて御希望を伺い、引き続き同様のサービスを提供してまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

それでは、民間の老人デイサービスセンターの事業所の閉鎖などで、介護サービスの供給量が不足する見込みとなった場合はどのように対応するのか、お尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

利用可能な事業所がほかにはないか、幅広く確認し、引き続きサービスが御利用できるよう努めてまいりたいというふうには考えております。

○5番（高松幸雄君）

では、最後になりますけれども、デイサービスの事業を撤退した後はどのように活用していくのか、そういったところをお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

活用でございますが、庁舎内のプロジェクトチームにおいて活用方法等を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

どうもありがとうございました。

きょうは災害時における避難について考えることと、公共の高齢者向けデイサービスについて考えることをテーマに質問させていただきました。

まず災害時における避難について、福祉避難所については、ちょっと参考までにお話しさせていただきたいんですけども、先ほど福祉避難所は直接避難せずに指定避難所に避難してから、聞き取りをした後に福祉避難所に避難をするという話がありました。

こちら、西尾市なんですけれども、西尾市のほうではそういったことがなくて、直接避難すると。そのまま高齢者施設等に直接避難をするという試みを行っております。やはり弱者の方ですので、また1回避難所へ行って、またそこから移動するというのが大変な労力になるというふうに思いますので、またぜひ愛西市でもそういったことを取り入れていただきたいというふうに思います。

そして、今回この質問をするに当たって、ちょっと50人ぐらいの方にアンケートをしてみました。その中であったのが、自主避難という言葉については、ほとんど100%の人が知っているということでありましたけれども、それに対して、じゃあその内容はどういうことに関しては、ほとんど70%ぐらいの方はわからないという回答がありましたので、自主避難所自体はわかるんですけども、先ほど言ったように、どういった内容なのかというのを、どうやって避難していいとか、解除された場合どうなるのかといったことは、もうちょっと市民の方に周知できればいいなというふうに思っております。そして、また先ほど自主避難、避難勧告、避難指示という3つがありましたけれども、通常は勧告が出た時点で避難するわけなんですけれども、このアンケートの中では、11名の方が指示が出てから避難するということもありましたので、やはりその前に勧告の時点で避難をしていただいて、大切な命を一つでも落とさないような、そういったことをもっと皆さんに周知していければいいなというふうに思います。

福祉避難所ということなんかにつきましては、ほとんど95%の人が知らないという回答があ

りましたので、福祉避難所とはどういうものなのかということをもっと市民の方にまた知っていただけるといいなというふうに思いました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鷲野聡明君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時25分といたします。

午後3時13分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（鷲野聡明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の4番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○4番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って大項目の1点目として認知症の予防について、2点目としてアイリンブループプロジェクトについて質問をさせていただきます。

初めに、大項目1点目の認知症予防について質問します。

2025年には、総数が約700万人となり、65歳以上の高齢者約5人に1人が認知症になることが見込まれています。市長も2期目の公約の中で、医療、介護の体制づくりを挙げてみえます。2017年に厚生労働省が行った国民生活基礎調査では、介護が必要になった主な原因の1位は認知症です。本市の今後の予算計上においては、認知症予防に対する対策も見過ごすことのできない課題です。

認知症予防の中でも、最近注目されているのは、はっきりした症状が出る一歩手前の段階、これを軽度認知障害（MC I）と呼び、程度の差こそあれ、誰にでもあるとされています。この認知症の予備軍の時期に、運動などの対策をとることで、発症を予防したりおくらせたりすることが可能と言われており、盛んに研究が行われています。

ほかっておけば深刻な障害にもつながる、日本人に多いアルツハイマー型認知症ですが、これは何も高齢者にばかり見られる病気ではありません。40代や50代で両親を介護するような年齢の方が発症する可能性もあるのです。厚生労働省の調査によると、2009年度時点で、全国における65歳未満の若年性認知症者数は4万人弱と推計されています。推定発症年齢の平均は51歳で、40代から60代前半で特に発症する可能性が高いとされています。

そこで大切になるのが、先ほど述べた軽度認知症障害（MC I）です。いかに認知度の危険性を早期に発見するかによって、MC I から正常な認知機能に回復できるかです。愛知県大府市にある国立長寿医療研究センターでは、認知症医療と予防の可能性を研究し、MC I（軽度認知障害）の改善を目的とした生活習慣の改善を提案しています。そこには、運動などによる日常生活の改善から認知症の抑制が行われることがうたわれています。

本市では、地方創生推進交付金を利用した健康なまちづくり事業を推進しています。「住む



と健康になるまち」をコンセプトに、多くの市民の方が参加できるような運動と食の面からアプローチする健康意識を高める取り組みを進め、健康寿命の延伸と、医療費の増加抑制を目指しています。この取り組みが認知症予防にも大きくつながると期待しています。地方創生交付金を利用した事業としては3年間ですが、「住むと健康になるまち」を実現するためには、継続的な事業計画が必要です。

そこで、小項目の1点目の質問です。

基本的な質問になりますが、本市として認知症に対してどのような認識をお持ちか、認知症の方の推計、予防も含めて、今後必要になると思われる取り組みについて伺います。

次に、2014年度12月議会において、認知症の方の見守り体制づくりについて一般質問をさせていただきました。認知症予防と認知症の方の見守りは、表裏一体で連携させて考えるべき課題です。

数点、その後の検証という意味からも質問をさせていただきます。

まず、認知症と診断された方の人数ですが、当時の回答では、正確な人数については把握することはできておりませんが、いわゆる日常生活自立度という指標による統計ということでした。要介護認定者の中での比率から、自立度の1以上という方で、10%のおよそ1,800人強、自立度2A以上の方になると7.9%ほどで、1,400人弱といった数字をはじくことができるとの答えでした。

そこで、小項目2点目の質問です。

4年たちました現在の市内の認知症の方の人数は、どのように推移し、把握されているのか。以前の統計からしか算出できないのか。また、若年性認知症者数の把握はされているのか、お伺いします。

続いて、認知症サポーターの養成と人数についても2014年に質問させていただきました。回答として、毎年認知症サポーター養成講座を開催している。また、認知症の講演会であるとか、医師や薬剤師、介護支援専門員など多職種による認知症ネットワーク事例検討会を開催している。認知症サポーター養成講座の受講者では、2014年3月現在として1,060の方が受講をされていますとの回答でした。

そこで、3点目の質問です。

現在の認知症サポーター養成講座の受講者数をお伺いします。また、医師や薬剤師、介護支援専門員など多職種による認知症ネットワーク事例検討会は何回ほど開催されたのか、その成果を含めてお伺いします。

また、高齢者及び高齢者の一人歩きの見守りとしては、市内などの金融機関に日ごろの業務において何らかの異変を察知したときには、高齢福祉課であるとか、地域包括支援センターに連絡していただくように協力をお願いしたとの回答で、さらに市としてもGPS機能がついた徘徊探知機の貸し出しは行っている。いろいろな搜索方法を勉強していきたいとの回答でした。

そこで、小項目4点目の質問です。

高齢者の一人歩きを早期に発見する、地域における見守り支援の強化については、どのよう

に進んでいるのかお伺いします。また、高齢者の一人歩きの事例として、2014年度以降に何件の事例があったのか、またGPS機能がついた徘徊探知機は何件貸し出されていて、どのような効果を上げているのかお伺いします。

そして、小項目5点目の質問です。

こころの体温計についてお伺いします。

2013年3月の一般質問において、鬱病、自殺防止対策として、鬱病の早期発見を促すための「こころの体温計」という東海大学医学部附属八王子病院で行われていますメンタルチェックを携帯電話用にシステム化し、携帯電話やパソコンで手軽に心の健康状態をチェックする「こころの体温計」というシステムの導入をお願いいたしました。担当である健康推進課の御尽力もいただきまして、2013年10月から、市のホームページからもアクセスできるように準備をしていただき、毎月の報告書として市内、市民の性別、年齢別の鬱傾向者、鬱傾向者比率がデータとして把握できるようになりました。2013年から約5年になります。こころの体温計による鬱傾向者の把握は、認知症患者の早期発見にも有効です。抑鬱は認知症の症状でもあることから、鬱病だと思って受診したら、実は認知症だったというケースもあるのです。そこで、こころの体温計の基本的な本人モードの結果の変動と、「こころの体温計」にはいろいろなモードがあると思いますが、一番アクセス数が多いものをお伺いします。

次に、大項目の2点目、アイリンプループロジェクトについてお伺いします。

このプロジェクトは、2011年3月11日、東日本大震災の発生による悲劇から始まりました。

宮城県石巻市の日和幼稚園を出発した送迎バスは、いつも通らない海沿いを走り、押し寄せる津波に飲み込まれてしまいました。乗っていたのは、佐藤愛梨ちゃん（当時6歳）の女の子を含む5人の子供たちでした。その後、2015年5月27日に、愛梨ちゃんのお母さんと宮城県の芸術家すがわらじゅんいちさんが、愛梨ちゃんの遺体が発見された場所を訪れると、一帯に白い花フランスギクが寄り添うように咲いていたそうです。すがわらさんが持ち帰った一輪が奇跡的に新しい芽を出し、幾つもの命をつなぎ、たくさんの場所で咲くようになりました。2人は、花を平仮名の「あいりちゃん」と名づけ、各地で花をふやしてもらう「アイリンプループロジェクト」を始めたのです。2020年には、現在、整備が進められている石巻市復興記念公園の200から300キロ平方メートルの場所に5万輪以上の花が咲き誇る計画が進んでいます。

アイリンプループロジェクトは、東日本大震災で亡くなった佐藤愛梨ちゃんの大切さをつなぎ、防災教育として防災・減災の意識を高めることを目標にしています。このプロジェクトは、全国に共感の輪を広げ、被災地に咲いた奇跡の花の物語として広がっています。

世の中にはお金で買えないものがあります。市の行政ではできないことも、サポートすることによって市民の方との共通認識が生まれます。このプロジェクトの意義も、別の角度から見れば、そこにもあると言えます。

愛知県でも、お隣の弥富市では、海南病院の院長の山本先生がその趣旨に賛同され、プロジェクトの西日本支部長を引き受けられています。昨年4月、弥富市で宮城県以外で初めての地域防災フォーラムが開催され、講師としてアイリンプループロジェクトの実行委員会代表の

菅原淳一さんをお招きしたことをきっかけに、弥富市と海南病院がこのプロジェクトを支持することになりました。そこで、弥富市の小・中学校では、このフランスギクを育て、アイリンブループロジェクトの一つの成果として、フランスギクの一部を石巻市の復興記念公園に植樹し、東日本大震災を忘れず、災害弱者を守る防災意識を高めようという狙いでプロジェクトに取り組んでいます。そこには小・中学校の生徒たち、海南病院、ライオンズクラブ、弥富造園などたくさんの方々の関係者の方の支えと厚い思いがあります。さらに、この弥富市のフランスギクの株を分けてもらい、愛西市でも海南病院、愛西ライオンズクラブ関係者の方々が中心となり、本年11月6日に佐屋小学校、11月19日に草平小学校、11月26日に西川端小学校と植樹され、アイリンブループロジェクトがスタートしています。11月19日の模様は、翌日の中日新聞尾張版、クローバーテレビでも紹介されています。

そこで、小項目1点目の質問です。

このアイリンブループロジェクトという活動の存在を御存じであったのか、その内容をどう評価されているのかお伺いします。また、弥富市の小・中学校での取り組みは御存じだったのかも合わせてお伺いします。

次に、小項目2点目の質問として、今回愛西市の小学校3校でプロジェクトの実施となった経緯と、3校の選び方をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、認知症予防について何点かお尋ねをいただきました。順次お答えさせていただきます。

愛西市では、平成30年10月1日現在、高齢化率が30.7%に達しました。

厚生労働省地域包括ケア「見える化システム」の将来推計によると、2025年には愛西市における65歳以上の人口はおよそ1万8,000人で、そのうち認知症またはその疑いのある人はおよそ3,600人と推計されております。

認知症については、身近な問題と認識しております。認知症にならないための予防に取り組むとともに、認知症を早期に発見し、早期に医療につなぐこと、そして認知症のある人ができる限り住みなれたところで生活できるための生活支援、認知症のある人を理解し、地域で支える人の力が必要であると考えております。

次に、認知症と診断された方の人数でございますが、正確に把握することはできませんので、4年前に御質問いただいたときと同様に、要介護認定の主治医意見書や訪問調査結果から、いわゆる日常生活自立度という指標による推計でお答えさせていただきます。

多少周りの支えがあれば日常生活が営めるという自立度Ⅰ以上の人数について、4年前は1,800人強でしたが、現時点では約2,200人、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態である自立度Ⅱa以上は、4年前には1,400人弱でしたが、現時点では約1,650人であると思われまます。

また、若年性認知症の人数についても、正確に把握はできておりません。平成21年度の厚生

労働省の調査によりますと、人口10万人当たりの若年性認知症患者人口は47.6人とされ、これを愛西市に置きかえた場合、およそ17人程度が若年性認知症を発症する計算となります。

次に、認知症サポーター養成講座の受講者数でございますが、平成29年度は58人が受講され、受講者の合計人数は1,418人になりました。こちらにつきましては、平成30年3月31日現在でございます。

認知症ネットワーク事例検討会につきましては、平成26年度より年1回開催しており、現在までに4回開催をしております。

この会は、認知症のある高齢者が住みなれたところで可能な限り生活できるよう、愛西市で生活する高齢者の事例をもとに、多職種の視点から生活課題の洗い出し及び支援の方法などを明らかにすることを目的に実施をしております。事例検討により、参加者のスキルアップ及び愛西市内の医療・介護サービス事業者間の連携強化が図られ、高齢者の支援が円滑に行われることなどが成果として挙げられます。

次に、地域での見守りとして、市内等の金融機関に日ごろの業務において何らかの異変を察知したときに、高齢福祉課または地域包括支援センターに連絡していただくよう御協力をお願いしております。

さらに、年1度民生委員の方々に対し、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯調査に合わせて、物忘れなど認知症の疑いのある高齢者について情報提供を依頼し、認知症の疑いのある人の早期発見に努めております。

次に、高齢者の一人歩きの事例でございますが、高齢福祉課において平成26年度に2件、平成27年度に5件、28年度に4件、29年度に7件、今年度に入りまして3件、合計21件を把握しております。

徘徊探知機の貸し出しにつきましては、現在1件の利用がございます。

徘徊探知機の利用により、行方不明となった高齢者の早期発見により、高齢者自身の命が守られることとともに、行方不明になる可能性のある高齢者の家族や親族等の心理的な負担軽減が図られるものと考えております。

続きまして、「こころの体温計」でございますが、「本人モード」、「家族モード」、「赤ちゃんママモード」、「ストレス対処法タイプテスト」、「アルコールチェック」、「樂觀主義のすすめ」及び「いじめのサイン守ってあげたい！」と複数のモードが設定されております。その中で一番アクセス数が多いのは、平成25年10月の導入以来、「本人モード」となっております。次いで多いのが「ストレス対処法タイプテスト」となっております。

「本人モード」の結果では、落ち込み度（鬱度）がレベル1から4に集計されます。鬱傾向者に当たるレベル3、ケア対象者に当たるレベル4は、ともにおおむね4%で推移をしております。以上でございます。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、アイリンプループロジェクトについてお答えをさせていただきます。

まず、このアイリンプループロジェクトという活動につきましては、かねてから存じており

ました。また、プロジェクトの趣旨につきましても、東北地方を襲った大きな震災により被害を受けたお子さんに端を発する、「被災地に咲いた奇跡の花の命をつなぐプロジェクト」であり、子供たちへの道德教育や防災教育の面からもよいプロジェクトであると評価をしております。

また、海南病院、ライオンズクラブの関係者により、弥富市の小・中学校で取り組まれたことも聞き及んでおります。

2点目の、愛西市での実施になった経緯でございますが、ライオンズクラブから3校程度実施したい旨の照会を受けまして、プロジェクトの趣旨に賛同した小学校で花壇の面積が確保できる3校が参加した形になっております。私からは以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、認知症については身近な問題と認識しているとの部長の言葉を心強く思うとともに、なおさら認知症予防の大切さを感じます。

認知症予防につながる取り組みを健康推進課、高齢福祉課、地域包括センターなど関連部署からお伺いをします。

まずは健康なまちづくり事業ですが、平成29年度から第2期になる平成30年度に進展していると思います。平成29年度の運動習慣をつけるための支援、ヘルシーメニューの提供などの検証と改善点、平成30年度の新たな取り組みをお伺いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、介護予防につながる各部署の取り組みということです。

高齢福祉課、地域包括支援センターでは、65歳以上の市民を対象に、一般介護予防事業として脳若トレーニングを実施しております。内容といたしましては、講師の指導のもと、他の参加者と一緒にタブレット端末を使用したゲーム等を行い、脳の活性化を図るものです。また、サロン等の集いの場づくりを推進しておりますが、65歳以上の方が多く参加され、体操やレクリエーション等を行うことで認知症予防につながる取り組みとなっていると考えております。

続きまして、健康なまちづくり事業の検証と改善点ということでございます。

「住むと健康になるまち」をコンセプトに、運動習慣をつけるための支援事業及びあいさい野菜メニュー提供事業を実施しております。

運動習慣をつけるための支援事業では、平成29年度の事業終了後に実施した参加者アンケート結果に基づき、データ送信機器の設置場所を1カ所増設するとともに、インターネット上のバーチャルウォーキング大会「奥の細道」を実施するにあたり、1日の歩数制限を設定いたしました。

また、参加者に市内在勤者も対象とし、職場単位で働く世代の参加者拡大を図るとともに、参加者が継続して取り組んでいただけるため、グループ単位による対抗戦を導入いたしました。

ヘルシーメニュー提供事業では、「あいさい！やさい！まんさい！」をキャッチフレーズに、

関係機関と協働して、愛西市で収穫した野菜を材料として使用する「あいさい野菜メニュー」の提供事業所の募集を行っているところでございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

各部署が横の連携で情報を共有し、認知症予防につなげていただくことをお願いします。

特に健康推進課で行われた参加者アンケートに基づく取り組みは、市民の声を反映しようとする大切な姿勢だと思います。地方創生推進交付金を利用して行っている健康なまちづくり事業では、3年間という計画になっていると思いますが、認知症予防に対してこの活動量計を使った運動習慣を身につける支援が有効ではないかと考えます。交付金終了後の考え方を伺います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

健康なまちづくり事業は、平成31年度までを補助期間とする地方創生推進交付金を活用しております。

平成30年度の事業結果及び平成31年度の事業経過を踏まえまして、平成31年度に見きわめて、今、判断をしていきたいというふうに考えております。

**○4番（竹村仁司君）**

ぜひ、継続的な取り組みをお願いします。

健康なまちづくり事業では、運動と食の面からアプローチする健康意識を高める取り組みを市全体で進めています。しかし、コンセプトである「住むと健康になるまち」を目指すには、3年では足りません。認知症予防には、食の面からの取り組みが必要であるとの研究も進んでいます。岡崎市では、食事から始める認知症予防の取り組みがあります。また扶桑町では、ホームページで健康レシピとして認知症予防に必要な栄養素が紹介されています。他の自治体でもさまざまな取り組みが行われているようですが、本市として食の面からの認知症予防は考えられないのか、伺います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

食の面からの取り組みということでございますが、毎年実施しております健康まつりの試食時や、あいさい出前講座において野菜の効能について周知をしております。

健康なまちづくり事業を初めとする各種保健事業を進めるとともに、認知症予防に係る取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。

**○4番（竹村仁司君）**

本市でも食の面からの認知症予防を考えていただいているようですので、さまざまな事業の中で市民への周知もお願いをします。

そこで、現在、認知症サポーター養成講座を受けられた方々がどのような活動をされているのか、この方々が認知症予防に貢献できるような取り組みができないか伺います。また、医師や薬剤師、介護支援員など多職種による認知症ネットワーク事例検討会では、認知症予防については語られているのか、こうしたネットワークを使って、少しでも認知症予防を前に進められないのか伺います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

認知症サポーター養成講座を受講していただいた方には、認知症について正しく理解し、本人や家族のさりげない応援者となっていていただき、地域での高齢者の見守りや認知症の疑いのある方の早期発見につながっていると考えております。

認知症サポーター養成講座では、認知症のある人への接し方などのほか、認知症発症のリスクを少なくするための予防について、考え方も触れております。日常での予防の重要性や取り組みなどを受講者に伝えております。

なお、認知症ネットワーク事例検討会では、過去4年間の高齢者の事例は、全て予防の視点ではなく、認知症を発症した高齢者を住みなれた地域で支えるための支援という視点で事例検討を実施しております。

**○4番（竹村仁司君）**

認知症サポーター養成講座を受ただけで、実際には何も行動を起こせていない方もいると思います。養成講座を受講された方への定期的なフォローや、意見交換の場も必要ではないかと思えます。

厚生労働省が進める新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）では、2018（平成30年度）から全ての市町村で実施すべき目標として、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の設置が定められています。本市においては、この2つの設置についてどこまで進んでいるのか、人数がわかれば、あわせてお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

認知症初期集中支援チームは、愛西市では七宝病院と委託契約を締結し、平成27年10月から実施をしております。平成29年度の認知症初期集中支援チーム員による年間訪問回数は55回で、訪問支援者数は14人、相談支援のみが7人でした。

また認知症地域支援推進員は、市内4地区にある地域包括支援センターの職員が兼務し、それぞれの圏域に配置しておるのが現状でございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

次に、こころの体温計について再質問いたします。

アクセス数の特に高い部分に対して、これまで何かアクションを起こしてきたのかお伺いすると、アクセスの周知に関して、これまでどういった形でこころの体温計をPRしてきたのか、広報紙での定期的な掲載などはあったのかお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

こころの体温計の利用者につきましては、男性・女性ともに30歳、40歳代の利用者数が、他の年齢と比較して多いという傾向はございます。

従来から、市内コンビニエンスストアや公共施設において紹介カードを設置するとともに、小学校の入学説明会時において保護者に案内チラシを配布するなどして周知をしております。また、毎年9月と3月に実施する自殺防止啓発キャンペーンにおいて、市内の駅で紹介カードを配布しております。こころの体温計を利用いただくために、今後も広報紙の掲載を含め、

周知を図ってまいりたいと考えております。

#### ○4番（竹村仁司君）

導入から5年が過ぎました。蓄積されたデータもありますので、より効果的な周知の方法、分析をお願いいたします。

こころの体温計では、直接相手の顔が見えるわけではありませんので、何かしてあげるといのは難しいかもしれません。それでも、何かあるからアクセスするのだと思います。最近では新しく睡眠障害チェック機能もふえました。有効活用につなげていただきたいと思います。

先ほど述べましたように、MC I（軽度認知障害）から正常な認知機能に回復できるかが大切です。

そこでヘルシーパートナーズと呼ばれる事業について、少し紹介します。

健康づくりに取り組む地域の共同体で、健康ボランティア団体と自治体、研究機関、支援団体などによって構成されます中心となる健康ボランティア団体は、健康づくりや食生活改善を初め、ウォーキングや体操、口腔ケア、保健といった分野で地域住民の健康推進を行っています。認定NPO法人健康都市活動支援機構がヘルシーパートナーズの活動を支援し、地域の健康づくりに貢献します。

具体的な例を挙げますと、北名古屋市では2016年11月にデリシャスウォーキングと題して、およそ200名の参加者のもと開催をされました。健康の基本である運動と食のコラボレーションイベントで、北名古屋市ウォーキング推進委員と、北名古屋市食生活改善推進協議会が主催し、認定NPO法人健康都市活動支援機構は、ヘルシーパートナーズ事業の一環として企画段階から協力をしてくれました。こうした事業が愛西市でもできるのではないかとと思いますが、お伺いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

現在、平成31年度までを補助期間とする地方創生推進交付金を活用した健康なまちづくり事業に取り組んでいるところでございます。まずは健康なまちづくり事業を円滑に進めさせていただいた上で、他市の取り組み等の研究を含め、ヘルシーパートナーズについて考えてまいりたいというふうに考えております。

#### ○4番（竹村仁司君）

ぜひ前向きな検討をお願いします。

そこで市長にお伺いします。

今は時代も進み、みずから認知症であることを公表し、生活をしている方もお見えになります。健康なまちづくり事業も、交付金としては3年という区切りがあるかもしれませんが、「住むと健康になるまち」を目指すには、継続性が必要です。特に、軽度認知障害と言われる方へのアプローチは必須です。

認知症予防に関して、市長の見解をお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

御答弁申し上げます。



先ほど部長からも御答弁させていただきましたけれども、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にある中、予防も含めた認知症の対策は大きな課題であり、本市の実情に合った取り組みを推進することが必要であると考えております。

認知症予防も含めまして、健康寿命の延伸並びに市民の健康格差が生じることがないように、市民や地域、関係機関と連携を図った上、健康なまちづくり事業など各種事業を進めていきたいというふうに考えております。

認知症予防につきましては、いつ私も含めてかかる可能性もありますので、まずは認知症というものを皆さん市民一人一人が認識をしていただくことも非常に重要だというふうに思っております。機会を踏まえまして、皆様方に講演会等の参加も促しながら、認知症に対する認識を少しでもしていただいて、そういった方々ともいい地域で生活ができるような取り組みも進めていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

「住むと健康になるまち」の実現に向けて、議員である私もそうですが、最善の取り組みをしてまいりたいと思います。

次に、アイリンブループロジェクトについて再質問します。

このプロジェクトで忘れてならないのは、東日本大震災という出来事だけではなく、そこで命を落とされた多くの方たちの存在、特に助けることもできたはずの命です。

愛梨ちゃんの通う市立日和幼稚園は、石巻市の中心部にある日和山という高台にある幼稚園で、津波の被害はありませんでした。そのまま残っていれば助かったのです。地震発生時、園内にいた園児たちは、全員無事でした。幼稚園のマニュアルには、「地震の震度が高く、災害が発生するおそれがあるときは、園児は保護者のお迎えを待って引き渡すようにする」と記載されていました。それなのに、バスは園児を乗せて出発してしまったのです。バスが発見された場所の近所に住む人たちは、子どもたちの声を聞いていました。ある近所の住民は、「波が引いてから「助けて、助けて」って騒いでいた。まさか幼稚園の子供がいるとは」。無念の声でした。深夜まで聞こえていたという子供たちの声、お子さんを失ってしまった両親の悲しみははかり知れません。この出来事を、アイリンブループロジェクトは教えてくれました。

私としては、愛西市内でも他人ごとのように思っているはいけないと思います。市内の公立保育園4園では、地震の震度が高く、災害が発生するおそれがあるときの送迎は、防災マニュアルとしてどのように記載されているのか。その防災マニュアルは全職員に配布されているのか、お伺いします。また、こうした災害弱者の方、自分で動けない助けを呼べない子供たちも入ると思います。こうした弱者の方たちが助かることのできる命をみすみす失うようなことは、耐えがたいものがあります。

そこで、市として災害弱者の方にどのように手を差し伸べていくのか、非常時の予測できない事態にどう取り組むのかお伺いします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

保育園におきまして、地震発生時のマニュアルでは、安全確保、避難誘導指示、被害の確認を行い報告するとなっております。

4園のうち永和保育園では、送迎バスを利用している園児もおりますが、全ての保護者へお迎えに来ていただけるように防災等情報メールにて連絡をしております。

また、この防災マニュアルは全職員に周知がされております。以上です。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

災害弱者に対する取り組みでございますが、社会福祉課の作成した避難行動要支援者名簿を活用し、災害時での安否確認や避難援助に活用できるよう、希望する自主防災会に順次お渡しをしているところでございます。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

避難行動要支援者名簿については、希望しない自主防災会もあると聞きます。全ての自主防災会に受け入れてもらえる取り組みをお願いいたします。

愛西市にはアイリンブループロジェクトにふさわしい土壌があると思います。一例を挙げると、立田中学校ではFBCフラワーブラボーコンクール県花壇コンクールで優良賞を受賞しています。同じく八開地区の八輪小学校でも、FBC活動を通じて優良賞をいただき、花いっぱいに囲まれた小学校を目指し環境美化に取り組んでいます。また佐屋地区の永和小学校では、PTAの環境委員さんが花壇の整備をされ、色合いやレイアウトなども皆さんで考えながら作業を進めています。立田南部小学校でも、PTAの活動として、地域活動部の皆さんが植物の栽培を通じて世代間の触れ合いにかかわる活動をされています。こうしたPTAや地域の方々の応援もいただいて、アイリンブループロジェクトを通じて、地域のつながりがさらに深まることも大切な意味のあることだと思います。

今、一部を紹介しましたが、市全体としてはこうしたPTAの方々や地域の方々を通じた花壇の整備などの活動は、どのように行われているのかお伺いします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

小・中学校の花壇整備の仕方は、学校によりさまざまでございます。

PTAの方々や地域の方々が花壇整備にかかわっている学校は、小学校12校中5校ございます。その他の7校につきましては、児童と教員で整備をしております。中学校におきましては、PTAの方々の花壇整備へのかかわりがある学校はございませんが、地域の方々がかかわっている学校が1校ございます。そのほかの5校は、生徒と教員で整備をしております。

市内全体を見ますと、花壇整備にPTAや地域の方々が加わって活動している学校は6校ございますので、全体の約3分の1という現状でございます。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

まずは全小・中学校に花壇があり、さまざまな形で整備されていることがわかります。

草平小学校で行われた植樹の様子は、クローバーテレビでも紹介されました。そのときインタビューを受けた高学年の女の子が、きょう植えた花の咲いたところを見られないのは残念で

すが、きれいな花が咲くように育てますとのコメントがありました。本当なら中学校に行っても見られるよと言ってあげられたらと見ていました。

そこで、教育長にお伺いします。

教育長も11月19日に草平小学校で行われたアイリンブループロジェクトの植樹に参加されたと思います。私も11月26日に西川端小学校で行われた植樹に参加をさせていただきました。このプロジェクトの意義は、先ほどから述べたとおりです。未来を担う子供たちにとって貴重な真実であり、事実です。フランスギクの花を育てることで、子供たちの心の中に失われた方たちの命の花が咲くのではないのでしょうか。このようなすばらしいプロジェクトが、愛西市内3校の小学校で終わってしまうのは、余りにも寂しい限りです。当然、人的労力や、プロジェクトの理解には時間もかかるでしょう。しかし、得るものは何にも変えがたい命のきずなです。ぜひ、愛西市内全小・中学校でアイリンブループロジェクトを実現させていただきたいと熱望します。教育長の見解をお伺いします。

#### ○教育長（平尾 理君）

このプロジェクトは、全国的なものに発展していくように思っております。この趣旨ですが、小・中学生にとって本当に大きな意義深いものと認識をしておるところであります。

2011年の3月に起きた東日本の大震災の災禍につきましては、今を生きる人々にしっかりと記憶に刻み、語り継いでいかなければならないものと認識しております。

また、このプロジェクトは2020年のオリンピック・パラリンピックの聖火リレーの候補地である宮城県の津波復興記念公園を全国から集められたこの花でいっぱいにして、改めて震災で犠牲になった人々に心をいたし、震災の生きた証とすることを通して、全世界に発信しようとする側面もあります。

しかしながら、このプロジェクトの本質は、単にフランスギクを栽培し、被災地に移植することではなくて、この活動に参加することにより子供たちはもちろん、我々大人も命の大切さを改めて考えるとともに、防災意識を高めていかなければならないと考えております。

教育委員会としましては、市内の校長会においてこのプロジェクトの趣旨を伝え、花壇スペースや苗やそういった肥料の調達等、環境が整えば、積極的に活動に取り組むように進めておるところであります。既に3校が取り組んでおるわけなんです、校長会でお話をさせていただいたところ、多くの学校が参加を希望しておるということで、さらに広めていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。教育長の心強いお言葉に感謝をします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（鷲野聡明君）

4番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷲野聡明君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日は以上をもちまして散会することに決しました。

なお、5日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会